生命保険料控除について

■生命保険料控除の種類には「一般生命保険料控除」「介護医療保険料控除」および「個人年金保険料控除」があります。
■この商品についてお払込みになる保険料は**「介護医療保険料控除」**の対象となります。
＊2023年10月現在の税制にもとづき記載しております。今後変更される可能性があります。

募集代理店からのお知らせ
<生命保険契約の金融機関でのお取扱いにあたって>

■保険契約のお申込みと、保険契約の締結に係るお客さまと募集代理店である金融機関との取引が、金融機関におけるお客さまに関する他の業務に影響を与えることはありません。
■三井住友銀行では借り入れられた資金(他の金融機関での借入金を含みます)を保険料とする保険商品のお申込みはお断りしています。
■法令上の規制により、お客さまのお勤め先や、融資のお申込状況等によっては、お申し込みいただけない場合がございます。
■この商品はメディケア生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。したがって、預金保険機構の保護の対象ではありません(預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりません)。

ご検討にあたっては、**「ご契約のしおり」「約款」「設計書」**を必ずご覧ください。

［募集代理店］

SMBC
三井住友銀行
株式会社三井住友銀行

［引受保険会社］

メディケア生命保険株式会社
住友生命グループ
〒135-0033 東京都江東区深川1-11-12
<メディケア生命コールセンター>
0120-315056
https://www.medicarelife.com/

24048530(2024.3.31)
M37B0A1D24-V1-0009000 2024年4月版

2024年4月版

多様化するがん治療を安心サポート！
上皮内がんも含めたすべてのがんを保障！

契約年齢範囲 0～85歳

がん治療保険
(無解約返戻金型)
メディフィット がん保険

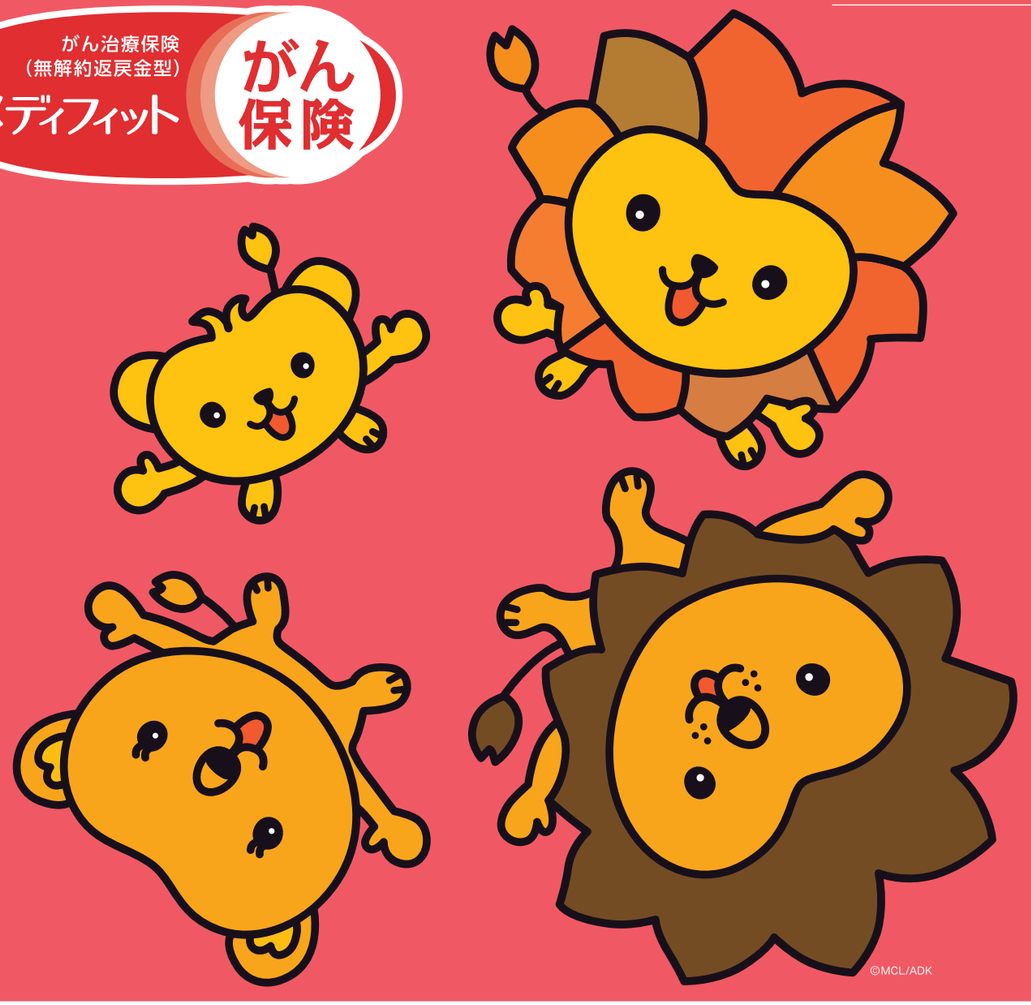

©MCL/ADK

契約概要／注意喚起情報 兼 商品パンフレット

①「契約概要／注意喚起情報」は、ご契約に際して特にご注意いただきたい事項を記載していますので、ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いします。
②主な免責事項など、お客さまにとって不利益となる事項が記載された部分が重要ですので、必ずお読みください。
③現在ご加入中の生命保険契約の解約を前提として本商品のお申込みを検討されている場合、お客さまにとって不利益となる可能性があることが記載されていますので、必ずご確認ください。

この商品はメディケア生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。

［募集代理店］

SMBC
三井住友銀行
株式会社三井住友銀行

［引受保険会社］

メディケア生命
住友生命グループ

見やすいデザイン UCDA 第三者認証
1F2106001(5)

がんの治療は多様化しています

この商品パンフレットに記載の医的な情報については2023年10月現在の情報にもとづいています。また、記載の内容は必ずしもすべての病気・ケガにあてはまるわけではありません。
症状等によっては、検査や手術、通院等を行わないこともあります。
個々の治療・診断等については、医療機関にご相談ください。

がんの病期（ステージ）別の治療法（イメージ）

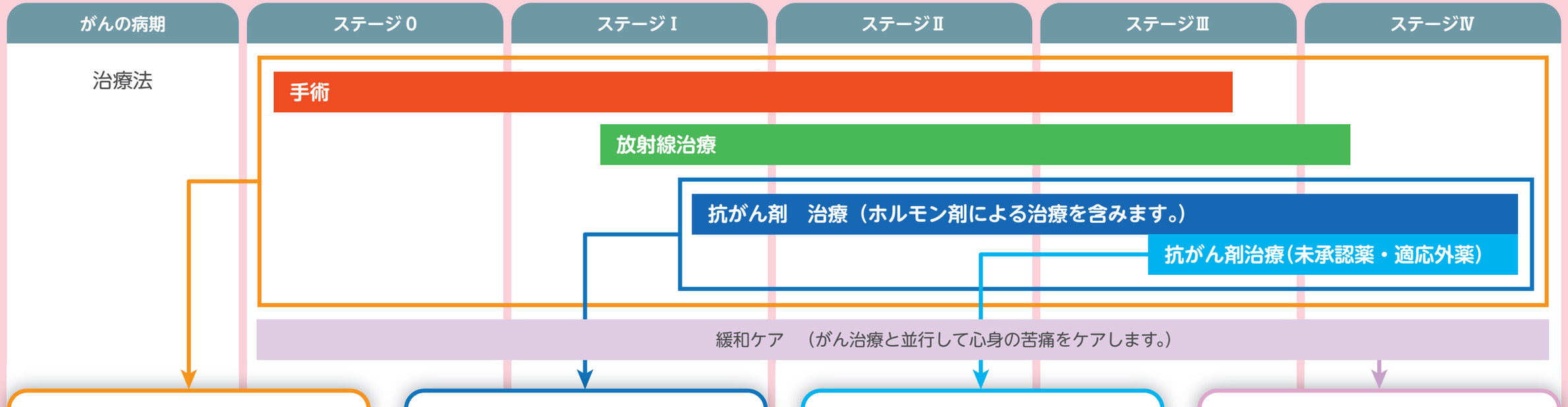

がん治療は、一般的に３大治療（手術、放射線治療、抗がん剤治療（ホルモン剤による治療を含みます。））を組み合わせて行います。

がんの治療方法の割合

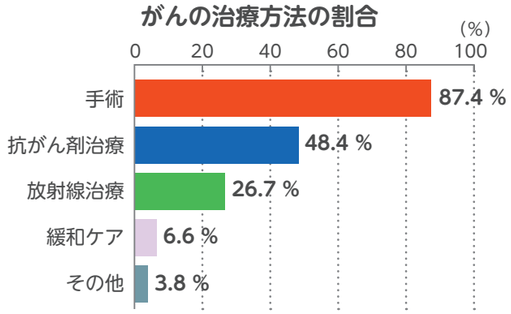

メディケア生命「2020年がんに関するアンケート」より

早期発見であれば手術や放射線治療による治癒が期待できます。

抗がん剤の治療期間は、１年以上が**７割以上**と長期化しやすくなっています。

がんの薬剤治療期間の割合

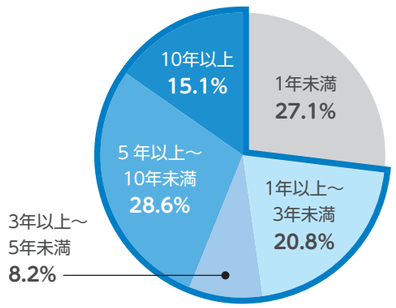

メディケア生命「2019年9疾病患者への薬剤治療に関するアンケート調査」より(診断から5年以上経過した人を対象としています)

抗がん剤治療が長期化した場合にも備えておくと安心です。

公的医療保険制度対象の抗がん剤治療が効かない場合などは、自由診療による抗がん剤治療を行う場合もあります。
抗がん剤治療を受けた患者のうち、
18.9%が自由診療を受けています。

メディケア生命「2020年がんに関するアンケート」より

自由診療への備えも大切です。

がんの在宅医療の件数が増えています。

がん（悪性新生物）の在宅医療の実施件数推移

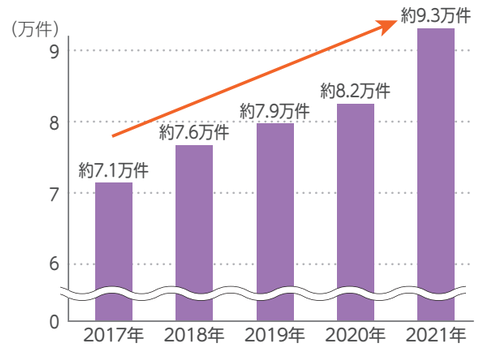

厚生労働省「平成29年・30年・令和元年・2年・3年 社会医療診療行為別統計」よりメディケア生命算出

在宅医療にも対応できる緩和ケアの保障もあると安心です。

ステージ０には**上皮内がんも含まれます。**

上皮内がんとは？

がん細胞が上皮内にとどまっており、それ以上は浸潤していない初期のがんのことをいいます。
＊部位によって上皮内がんの定義は異なります。

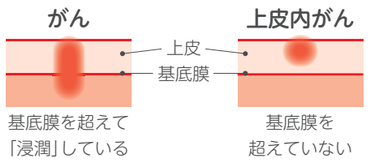

がん治療保険(無解約返戻金型)

メディフィット がん保険

の特徴

特徴① 抗がん剤治療・放射線治療・手術※1の3大治療をカバー！自由診療の抗がん剤治療は基本給付金額の倍額を保障。

※1 手術はⅡ型の場合。
＊自由診療とは一般に公的医療保険制度対象外の治療のことをいいます。ここでは、この保険のお支払いの対象となる所定の自由診療(抗がん剤治療)を指します。

特徴② 先進医療だけでなく、患者申出療養も技術料相当額を保障※2！(がんを含むすべての傷病が対象)

※2 先進医療・患者申出療養特約(21)を付加した場合。
＊お支払限度は通算2,000万円(先進医療・患者申出療養給付金と先進医療・患者申出療養一時給付金の通算)となります。

特徴③ 以下の場合、1年に1回を限度に一時金で保障※3！

- 初めてがんと診断確定されたとき
- 2回目以後は、再発・転移を含めて、新たながんと初めて診断確定されたとき　など

※3 がん診断特約(23)を付加した場合。

●お取扱いについて(主契約)

契約年齢	0～85歳
保険期間	終身(更新なし)
保険料払込期間	終身、有期(55歳・60歳・65歳・70歳・75歳・80歳まで)
保険料払込回数	月払い、半年払い、年払い
保険料払込経路	第1回:振込み扱い、口座振替扱い※4、クレジットカード扱い※4 第2回以後:口座振替扱い※4、クレジットカード扱い※4
保険契約の型	Ⅰ型、Ⅱ型
給付金額の範囲	基本給付金額:5万円から30万円(女性は20万円)の範囲内 (自由診療抗がん剤治療給付金:10万円から60万円(女性は40万円)の範囲内) ＊自由診療抗がん剤治療給付金は、基本給付金額の倍額給付 ＊新メディフィットA(医療終身保険(無解約返戻金型)(20))と同時申込みの場合は最低基本給付金額2万円

※4 第1回保険料の払込経路を口座振替扱い、またはクレジットカード扱いとされた場合、第2回以後の保険料の払込経路は第1回保険料の払込経路と同一となります。

＊基本給付金額とは、主契約の抗がん剤治療給付金、自由診療抗がん剤治療給付金、がん放射線治療給付金、がん手術給付金、およびがん骨髄移植給付金のお支払金額の基準となる金額です。

＊給付金額等の取扱範囲内であってもメディケア生命の規定によりご加入いただけない場合があります。

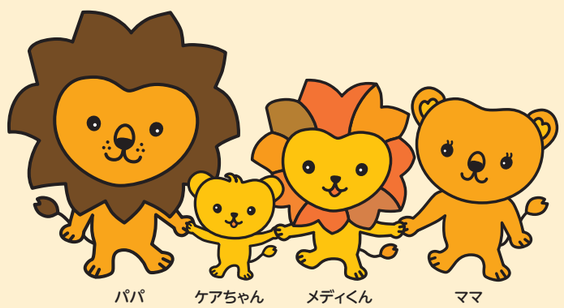

●仕組み図

主契約
がん治療保険(無解約返戻金型)
上皮内がんも保障

Ⅱ型 Ⅰ型	抗がん剤治療給付金(ホルモン剤による治療も含みます。)	抗がん剤治療	支払回数無制限(同一月に1回)
Ⅱ型 Ⅰ型	自由診療抗がん剤治療給付金(ホルモン剤による治療も含みます。)	自由診療による抗がん剤治療	通算24回限度(同一月に1回)
Ⅱ型 Ⅰ型	がん放射線治療給付金	がんによる放射線治療	支払回数無制限(60日に1回)
Ⅱ型 Ⅰ型	がん手術給付金	がんによる手術	支払回数無制限
Ⅱ型 Ⅰ型	がん骨髄移植給付金	がんによる骨髄移植術	支払回数無制限

一生涯保障

詳細ページ 7～8ページ

●オプション(選べる特約)を付加することでさらに安心をプラス!

先進医療・患者申出療養特約(21)	先進医療または患者申出療養による療養を保障	一生涯保障	9～10ページ
がん診断特約(23)	がんを一時金で保障(Ⅰ型 Ⅱ型 から選択)	一生涯保障	11～12ページ
がん保険料払込免除特約	初めてがんと診断確定されたとき、以後の保険料のお払込みを免除	主契約の保険料払込期間満了まで	11～12ページ
がん通院治療特約	がんによる入院前・退院後の通院を保障	一生涯保障	13～14ページ
がん入院特約(21)	がんによる入院を保障	一生涯保障	13～14ページ
女性がん手術特約	女性がん特定手術、乳房再建術を手厚く保障	一生涯保障	15～16ページ
がん緩和ケア特約	がんによる緩和ケアを保障	一生涯保障	17～18ページ

がん治療保険（無解約返戻金型）

メディフィット がん保険 の保障内容

上皮内がんも含めたすべてのがんを保障します。

【保険期間・保険料払込期間:終身／契約年齢:0～85歳】

> **がんの保障については、責任開始日からその日を含めて91日目（がん責任開始日）から開始されます。**
> **責任開始日から90日以内に診断確定されたがんはお支払いできません。**
> がん責任開始日前にがんと診断確定されていた場合は、ご契約は無効となります。
> ＊先進医療・患者申出療養特約（21）のがん以外の保障については、責任開始期から開始されます。

基本の保障（主契約）

がん治療保険（無解約返戻金型）

一生涯保障

		お支払理由	お手頃プラン（主契約:Ⅰ型／基本給付金額10万円） がん診断給付金額100万円	お手頃プラン（主契約:Ⅰ型／基本給付金額10万円） がん診断給付金額50万円	基本プラン（主契約:Ⅱ型／基本給付金額10万円） がん診断給付金額100万円	基本プラン（主契約:Ⅱ型／基本給付金額10万円） がん診断給付金額50万円
抗がん剤治療	Ⅰ型	抗がん剤治療（ホルモン剤による治療も含みます。）	1か月につき 10万円		1か月につき 10万円	
		自由診療による抗がん剤治療（ホルモン剤による治療も含みます。）	1か月につき 20万円		1か月につき 20万円	
放射線治療	Ⅱ型	がんによる放射線治療	1回につき 10万円		1回につき 10万円	
手術		がんによる手術	―		1回につき 10万円	
骨髄移植術		がんによる骨髄移植術	―		1回につき 10万円	
がん診断	Ⅱ型※	がんで所定の理由に該当	1回につき 100万円	1回につき 50万円	1回につき 100万円	1回につき 50万円

※がん診断特約(23)には「Ⅰ型」のお取扱いもあります。

オプション（選べる特約）

がん診断特約(23)

先進医療・患者申出療養	保険料払込免除	がん通院	がん入院	女性手術	緩和ケア
先進医療または患者申出療養にかかる費用に備える	がん診断確定後の保険料負担に備える	がんによる入院前・退院後の通院に備える	がんによる入院に備える	女性がん特定手術、乳房再建術に備える	がんによる緩和ケアに備える
先進医療・患者申出療養特約(21)	がん保険料払込免除特約	がん通院治療特約	がん入院特約(21)	女性がん手術特約	がん緩和ケア特約
終　身	主契約の保険料払込満了まで	終 身	終　身	終　身	終　身

基本の保障（主契約）、オプション（選べる特約）の詳細は7～18ページをご覧ください

オプション（選べる特約）を付加することで、さらに安心　をプラスできます！

その他の留意事項などについて「契約概要」「注意喚起情報」を必ずご確認ください。

がんの治療を一生涯カバー！ さらに自由診療なども充実保障で安心。

主契約 がん治療保険(無解約返戻金型) 契約年齢：0～85歳

上皮内がんも同額保障

●がんの3大治療(抗がん剤治療・放射線治療・手術)を保障します。(Ⅱ型の場合)

●保険契約の型についてご選択ください。 Ⅰ型 Ⅱ型

●抗がん剤治療は自由診療も対象です。

自由診療：一般に公的医療保険制度対象外の治療のことをいいます。ここでは、この保険のお支払いの対象となる所定の自由診療(抗がん剤治療)を指します。

基本給付金額10万円の場合

保険契約の型	給付金名	お支払理由	お支払限度	お受取額
Ⅱ型 Ⅰ型	抗がん剤治療給付金	公的医療保険制度対象の抗がん剤治療(ホルモン剤による治療も含みます。)を受けられたとき	支払回数無制限(同一月に1回)	1か月につき **10万円**(基本給付金額)
Ⅱ型 Ⅰ型	自由診療抗がん剤治療給付金	以下 1 ～ 3 のいずれかの抗がん剤治療(ホルモン剤による治療も含みます。)を受けられたとき (抗がん剤治療給付金のお支払理由に該当する場合を除きます。) 1 先進医療の対象となる抗がん剤治療 2 患者申出療養の対象となる抗がん剤治療 3 欧米で承認されている所定の抗がん剤治療※	通算24回限度(同一月に1回)	1か月につき **20万円** 基本給付金額×2倍
Ⅱ型	がん放射線治療給付金	公的医療保険制度対象の放射線治療を受けられたとき	支払回数無制限(60日に1回)	1回につき **10万円**(基本給付金額)
Ⅱ型	がん手術給付金	公的医療保険制度対象の手術を受けられたとき	支払回数無制限	1回につき **10万円**(基本給付金額)
Ⅱ型	がん骨髄移植給付金	公的医療保険制度対象の骨髄移植術を受けられたとき	支払回数無制限	1回につき **10万円**(基本給付金額)

ポイント：同一月の治療でもそれぞれお支払い

抗がん剤治療給付金および自由診療抗がん剤治療給付金のお支払いの対象となる薬剤にはジェネリック医薬品(後発薬)や将来の新薬も含みます。支払対象薬剤は、「医薬品ナビ」をご確認ください。(「医薬品ナビ」については27ページのQ1・A1をご参照ください。)

※「欧米で承認されている所定の抗がん剤治療」とは、欧州医薬品庁(EMA)または米国食品医薬品局(FDA)の承認を受けた抗がん剤治療です。

詳しくは 27ページ のQ2・A2をご覧ください。

⚠
- ●自己負担のない治験として受けられた抗がん剤治療はお支払いの対象となりません。
- ●診断および生検等の検査のための手術などはお支払いの対象となりません。
- ●ドナー(骨髄提供者)はお支払いの対象となりません。

薬剤治療にかかる月々の経済的負担も高まります。

＜平均自己負担月額（通院による薬剤治療）＞

がん	76,844円

株式会社JMDC「レセプトデータ(2022年11月)」よりメディケア生命算出(自己負担額は3割、70歳未満、年収約370万円～約770万円の場合。実際の自己負担額はケースにより異なります。)

＊株式会社JMDC「レセプトデータ(2022年11月)」にはがん治療保険(無解約返戻金型)の保障範囲と異なる薬剤が含まれている場合があります。

＜抗がん剤を使用した治療例（公的医療保険制度適用）＞

1か月の薬剤料 **70万円** ▶ 3割負担分 **21万円** ▶ 高額療養費制度適用後の自己負担額 約**8万4,400円**

＊上記治療費は、2023年5月時点の薬価をもとにメディケア生命が試算したものであり、薬剤料のみの金額です。70歳未満、年収約370万円～約770万円(標準報酬月額28万円～50万円)の場合。直近の12か月間にすでに3月以上高額療養費の支給を受けている場合には自己負担限度額が4万4,400円になります。

高額療養費制度について

1か月間に一定限度額以上の自己負担が発生した場合は、高額療養費として支給を受けることができます。
同一月内の診療であることなど条件があります。

＊高額療養費制度については「厚生労働省ホームページ」よりメディケア生命作成。
＊記載の内容は2023年10月時点の制度によります。今後、制度の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。

＜自己負担限度額＞(70歳未満の1か月あたり。健保の場合)

年収	標準報酬月額	自己負担限度額	4月目からの限度額
約1,160万円以上	83万円以上	252,600円+(医療費−842,000円)×1%	140,100円
約770万円～約1,160万円	53万円～79万円	167,400円+(医療費−558,000円)×1%	93,000円
約370万円～約770万円	28万円～50万円	80,100円+(医療費−267,000円)×1%	44,400円
約370万円以下	26万円以下	57,600円	44,400円
住民税非課税		35,400円	24,600円

その他の留意事項などについて「契約概要」「注意喚起情報」を必ずご確認ください。

オプション
(選べる特約)

先進医療や患者申出療養の高額な 治療費に備えられます。

先進医療・患者申出療養特約(21)　契約年齢：0～85歳　がんに限らず保障

- **先進医療**または**患者申出療養**による療養を保障します。
- さらに治療を実施する施設までの交通費や宿泊等の諸費用などに活用できる先進医療・患者申出療養一時給付金**15万円**をお受け取りいただけます。
- **がん以外**も対象となります。

先進医療・患者申出療養給付金
(技術料相当額(自己負担額))
＋
先進医療・患者申出療養一時給付金 15万円
→ **通算2,000万円限度**

- 療養を受けられた日現在において、先進医療または患者申出療養に該当しないときはお支払いできません。
- がん責任開始日前にがんと診断確定されたことにより、主契約が無効となる場合は、先進医療・患者申出療養特約(21)も同時に無効となります。

先進医療と患者申出療養について

先進医療・患者申出療養は、将来的に保険診療にむけて検討されている段階で、現時点では保険適用となっていない療養です。
厚生労働大臣が定める高度な医療技術を用いた療養で、保険診療との併用が認められています。

先進医療
あらかじめ受けられる医療技術や医療機関などの条件が決まっています。
<費用負担>
技術料(全額自己負担)
＋
入院基本料など(保険適用3割負担※)

先進医療には有効な治療がない
先進医療での新規の受付が終了した

患者申出療養
保険診療や先進医療で有効な治療法がない場合などに、主治医に相談して、これまでなかった治療を国が認める範囲内で患者自身の意向を反映して組み立てていくことができます。
<費用負担>
技術料(全額自己負担)
＋
入院基本料など(保険適用3割負担※)

※年齢や所得によって異なります。高額療養費制度の対象となります。

ご存知ですか？

記載の技術は2023年5月19日現在のものであり、今後厚生労働大臣の定める先進医療または患者申出療養に該当しなくなる可能性があります。

先進医療や患者申出療養の治療内容によっては、高額な医療費がかかります。

区分	技術名	適応症	自己負担額(技術料相当額)
先進医療	重粒子線治療	肺・縦隔腫瘍など	約316.2万円
	周術期デュルバルマブ静脈内投与療法	肺尖部胸壁浸潤がん	約568.6万円
患者申出療養	経皮的乳がんラジオ波焼灼療法	早期乳がん	約39.7万円
	マルチプレックス遺伝子パネル検査による遺伝子プロファイリングに基づく分子標的治療	根治切除が不可能な進行固形がん	約32.5万円

厚生労働省「【先進医療A】【先進医療B】令和4年6月30日時点における先進医療に係る費用　令和4年度実績報告(令和3年7月1日～令和4年6月30日)」「令和4年(令和3年7月1日～令和4年6月30日)の患者申出療養の費用」より

未承認薬・適応外薬を患者申出療養として利用できる場合があります。

	医療費の自己負担額	
	患者申出療養を申請せずに、自由診療として治療を受ける	患者申出療養として新たに申請し、患者申出療養で治療を受ける
未承認薬・適応外薬などの費用	全額自己負担	先進医療・患者申出療養特約(21)を付加された場合 全額給付対象! 自己負担額 0 円 (通算2,000万円限度)
診察費・検査費・入院費など		3割負担※

未承認薬または適応外薬の場合は、薬剤費が100万円以上かかることがあります。
未承認薬・適応外薬の費用については、28ページのQ4・A4「未承認薬・適応外薬の費用」をご覧ください。
先進医療・患者申出療養特約(21)を付加しておけば、患者申出療養として新しい治療法を選択する場合でも、医療費の負担を減らすことができます。

その他の留意事項などについて「契約概要」「注意喚起情報」を必ずご確認ください。

オプション
(選べる特約)

がんと診断確定されたときや、再発し たとき、長期のがん治療などに備えられます。

がん診断特約(23)　契約年齢：0～85歳

上皮内がんも同額保障

- 初めてがんと診断確定されたとき、2回目以後は、新たながんと初めて診断確定(再発・転移を含みます。)されたときなどに一時金をお受け取りいただけます。
- 1年に1回を限度に一時金を何度でもお受け取りいただけます。
- 長引く抗がん剤治療により、収入が減少する場合もあるため、収入保障としてもご活用いただけます。
- 給付金の型についてご選択ください。 Ⅰ型 Ⅱ型

がん診断給付金額100万円の場合

給付金名	お支払理由 Ⅰ型	お支払理由 Ⅱ型	お支払限度	お受取額
がん診断給付金	**初回** 初めてがんと診断確定されたとき		支払回数無制限 (1年に1回)	1回につき 100万円
	2回目以後 以下 1・2 のいずれかに該当されたとき	以下 1～4 のいずれかに該当されたとき		
	1 新たながんと初めて診断確定(再発・転移を含みます。)されたとき			
	2 がんにより入院をされたとき			
		3 がんにより以下ⓐ～ⓔのいずれかの所定の通院(往診を含みます。)をされたとき ⓐ抗がん剤治療(**ホルモン剤のみによる治療を除きます。**) ・公的医療保険制度対象の抗がん剤治療 ・欧米で承認されている所定の抗がん剤治療※ ⓑ放射線治療　ⓒ手術 ⓓ骨髄移植術　ⓔ先進医療・患者申出療養		
		4 がん性疼痛等の緩和のため、以下ⓐ・ⓑのいずれかの所定の緩和ケアを受けられたとき ⓐオピオイド鎮痛薬(?)による薬剤治療または神経ブロック(?) ⓑ在宅患者診療・指導料が算定される在宅医療		

オピオイド鎮痛薬(?)
神経ブロック(?)については
18ページをご確認ください。

*公的医療保険制度対象の放射線治療、手術、骨髄移植術および所定の緩和ケアが保障対象となります。
*2回目以後は、直前のお支払理由に該当された日の1年後の応当日以後に、所定の理由に該当されたときにお支払いします。
*支払対象薬剤にはジェネリック医薬品(後発薬)や将来の新薬を含みます。
*支払対象薬剤は、「医薬品ナビ」をご確認ください。(「医薬品ナビ」については27ページのQ1・A1をご参照ください。)
※「欧米で承認されている所定の抗がん剤治療」とは、欧州医薬品庁(EMA)または米国食品医薬品局(FDA)の承認を受けた抗がん剤治療です。

- 自己負担のない治験として受けられた抗がん剤治療はお支払いの対象となりません。
- 診断および生検等の検査のための手術などはお支払いの対象となりません。
- ドナー(骨髄提供者)はお支払いの対象となりません。
- 手術時等の麻酔導入に伴って使用された医薬品または実施された神経ブロックは、お支払の対象となりません。

がん保険料払込免除特約　契約年齢：0～85歳

上皮内がんも保障

- 初めてがんと診断確定されたとき、以後の保険料のお払込みは必要ありません。

保険料のお払込み　以後の保険料はいただかずに、保障は継続します。

ご契約　診断確定

ご存知ですか？

がんに関する費用のあれこれ

約半数は収入が減少しています。

＜がんと診断された後の収入の増減＞

がんと診断されると、治療のため退職するなど就労状況が変わり収入が減少することがあります。まとまった資金が準備でき、保険料の払込みも不要となるように備えておくと安心です。

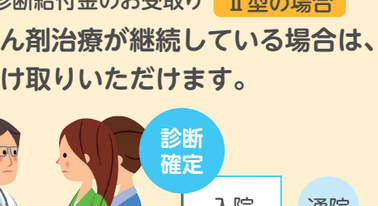

東京都福祉保健局「東京都がん医療等に係る実態調査結果(がん患者の就労等に関する実態調査)(平成31年3月)」より

がんと診断されたら、収入の減少に加えて、治療費以外の費用がかかることもあります。

入院前の検査費用　ウイッグ　健康食品やサプリメント等の費用

再発後、通院のみで治療をするケースがあります。

＜再発後の治療の割合＞

再発後、入院だけでなく通院にも備えておくと安心です。

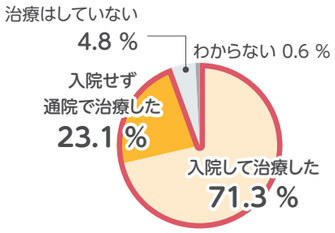

メディケア生命「2020年がんに関するアンケート」より

＜部位ごとのがん再発率＞

肝がん 術後 3 年以内	43%
乳がん 術後10年以内	22%
胃がん Ⅱ期術後 3 年以内	13%
肺がん Ⅱ期術後 3 年以内	11%

新日本保険新聞社「2020年12月版 こんなにかかる医療費」より

がん診断給付金のお受取り Ⅱ型の場合

抗がん剤治療が継続している場合は、主契約に加えてがん診断給付金をお受け取りいただけます。

抗がん剤治療などを目的とした所定の通院であれば、1年経過後にお受け取りいただけます。(再発予防の通院も対象です。)

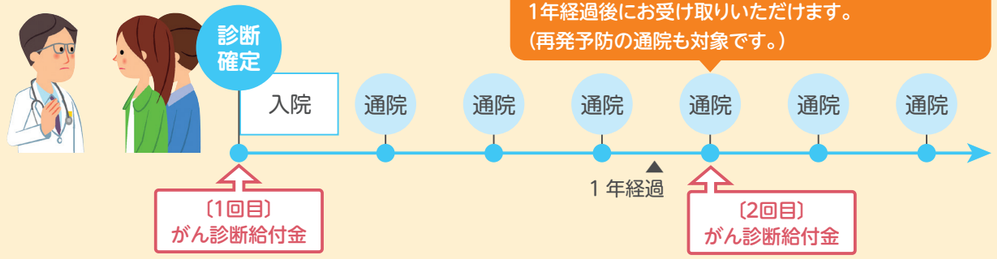

その他の留意事項などについて「契約概要」「注意喚起情報」を必ずご確認ください。

オプション
(選べる特約)

通院や入院にかかる経済的負担に 備えられます。

がん通院治療特約　契約年齢：0～85歳

上皮内がんも同額保障

●入院前の通院は**90日まで保障**します。
●**入院日の前日以前90日**および**退院日の翌日**から**2年以内**の、がんによる入院前・退院後の通院を**支払日数無制限**で保障します。

がん通院治療給付日額5,000円の場合

がん通院治療給付金　5,000円　×　通院日数

がん入院特約(21)　契約年齢：0～85歳

上皮内がんも同額保障

●がんによる入院をされたとき、がん入院給付金を**支払日数無制限**でお受け取りいただけます。
●**日帰り入院**※でも保障します。

※日帰り入院とは、入院日と退院日が同一の日である入院をいい、入院基本料のお支払いの有無などを参考にして判断します。

がん入院給付日額5,000円の場合

がん入院給付金　5,000円　×　入院日数

ご存知ですか？

がんの通院・入院に関するあれこれ

約10人に9人が入院前に通院、約5人に4人が退院後に通院しています。

<がん(悪性新生物)で入院前・退院後に通院した割合>

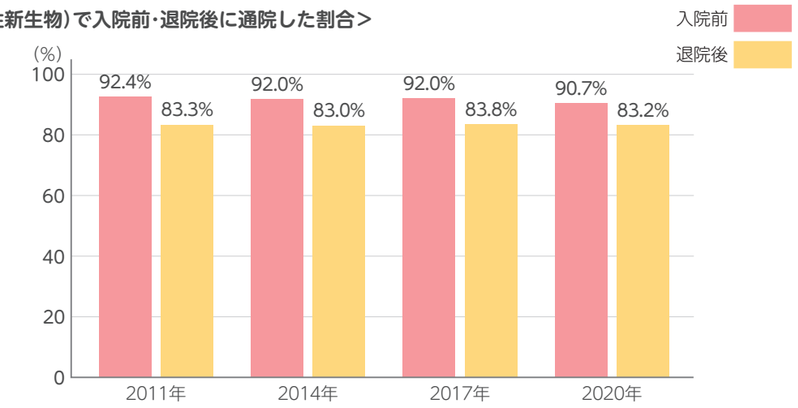

厚生労働省「平成23年・26年・29年・令和2年患者調査」よりメディケア生命算出

通院によるがん治療は、
数か月から数年におよぶこともあります。
交通費などの負担も増えていきます。

入院前後の通院による抗がん剤治療を行うことで、費用負担は増えていきます。

例 入院して手術を受けることとなり、手術前後に抗がん剤治療を受けられる場合

入院中の差額ベッド代は全額自己負担となり、費用がかさむことがあります。

<1 日あたりの差額ベッド代の平均>

1 人部屋	2 人部屋	3 人部屋	4 人部屋	平 均
8,315円	3,151円	2,938円	2,639円	6,613円

＊差額ベッド代：希望された場合。差額ベッド代が発生しないケースもあります。

厚生労働省「令和4年9月 第528回中央社会保険医療協議会・主な選定療養に係る報告状況」より

その他の留意事項などについて「契約概要」「注意喚起情報」を必ずご確認ください。

オプション
(選べる特約)

女性の特定のがんの手術・乳房再 建術に備えられます。

女性がん手術特約　契約年齢：0～85歳

上皮内がんも同額保障

- **女性がん特定手術・乳房再建術**を手厚く保障します。
- **一部切除・一部摘出**でも**全額、それぞれ何度でも**お受け取りいただけます。
- **所定の自由診療**も対象です。

女性がん特定手術給付金額10万円の場合

給付金名		お支払理由		お支払限度	お受取額
女性がん特定手術給付金	乳房手術	がんによる**乳房切除術**または**非切除治療（ラジオ波焼灼療法、集束超音波治療、凍結療法等を含みます。）**を受けられたとき	一部切除・一部摘出も全額保障	支払回数無制限	それぞれ**10万円**
	子宮摘出術	がんによる**子宮摘出術**を受けられたとき	それぞれ何度でも保障 所定の自由診療も対象		
	卵巣摘出術	がんによる**卵巣摘出術**を受けられたとき	がん罹患後の予防手術も保障※1		
乳房再建術給付金		女性がん特定手術給付金のお支払いの対象となった乳房について、**乳房再建術**を受けられたとき	所定の自由診療も対象	1乳房につき1回	**50万円** 女性がん特定手術給付金額 ×5倍

※1 がんの罹患後に、がんと診断確定されていない乳房、子宮または卵巣（がんを治療したことにより、がんが認められない状態となった乳房、子宮または卵巣を含みます。）に対し、がんの発病の可能性を低減することを目的として受ける手術のことをいいます。

診断および生検等の検査のための手術などは女性がん特定手術給付金のお支払いの対象となりません。

4つのポイント

ポイント1

女性がん特定手術給付金は、**一部を切除・一部を摘出する手術**でも**全額**お受け取りいただけます。

＜病名ごとの手術のうち、一部切除・一部摘出した割合＞
【子宮頸部の上皮内がん・高度異形成の場合（円錐切除術を含む）】

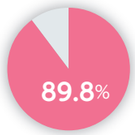

メディケア生命「2022年度支払実績」より

＜子宮頸部円錐切除術のイメージ図＞

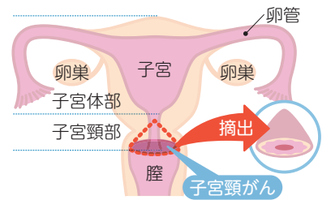

子宮頸部を円錐状に切除する術式。
子宮を温存し、妊娠・出産の可能性を残すことができる手術のことです。

ポイント2

乳房手術は、非切除治療も保障します。

乳房非切除治療には、早期乳がんに対して行われるラジオ波焼灼療法があります。これは、乳がんの腫瘍部に電極針を刺し、針から発生させた「ラジオ波（AMラジオと同じ周波数の電磁波）」の熱で、がん細胞を焼いて破壊する治療法です。

＜ラジオ波焼灼療法のイメージ＞

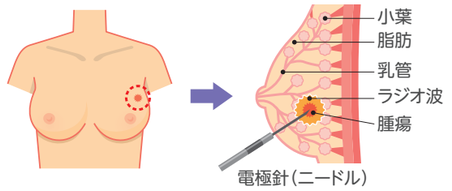

ポイント3

乳房手術、子宮摘出術、卵巣摘出術は**それぞれ**女性がん特定手術給付金をお受け取りいただけます。

卵巣がんと診断

広汎子宮全摘出術※2

※2 子宮、卵管、卵巣、膣および子宮周囲の組織を含めた広い範囲を切除する手術のことです。

＜卵巣がんで子宮と卵巣を同時に摘出（一部摘出を含む）した割合＞

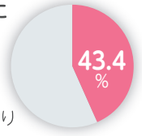

メディケア生命「2022年度支払実績」より

ポイント4

乳房再建術も**手厚く**保障します。**所定の自由診療**も対象です。

例 公的医療保険制度対象外のインプラントを使用した再建術

＜乳がんで手術を受けた割合＞　＜乳がんで乳房切除をされた方が一次再建手術※3をされる割合＞

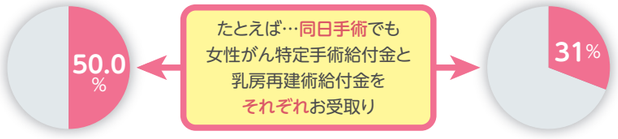

※3 乳がん切除と同時に再建まで行う方法です。

メディケア生命「2022年度支払実績」より
国立がん研究センター中央病院 乳腺外科ホームページ「2021年度診療実績」より

治療法	治療内容	治療費用	高額療養費制度の適用後
インプラント法	シリコンでできた人工乳房を挿入し、乳房を再建する方法	**30万円**（自己負担3割の場合）	**9万円～14万円**※4 **程度**
皮弁法	体の一部の皮弁（皮膚、脂肪や筋肉など）を用いて再建する方法	**約30万円～60万円**（自己負担3割の場合）	

※4 年齢や所得によって異なります。
NPO法人エンパワリング　ブレストキャンサー「乳房再建手術Hand Book」より

その他の留意事項などについて「契約概要」「注意喚起情報」を必ずご確認ください。

オプション
(選べる特約)

がんによる苦痛を和らげる緩和ケア に備えられます。

がん緩和ケア特約　契約年齢：0～85歳

上皮内がんも同額保障

●**所定の疼痛緩和薬による薬剤治療または神経ブロック**を受けられたときや、**緩和ケア病棟への入院または一般病棟での緩和ケア**を受けられたときなどにがん緩和ケア給付金をお受け取りいただけます。
●**通院・入院・在宅医療**の所定の治療を保障します。

がん緩和ケア給付金額10万円の場合

給付金名	お支払理由	お支払限度	お受取額
がん緩和ケア給付金	がん性疼痛等の緩和のため、 以下 1 ～ 3 のいずれかに該当されたとき 1 オピオイド鎮痛薬(?)による薬剤治療または神経ブロック(?)を受けられたとき 2 緩和ケア病棟入院料、緩和ケア診療加算、有床診療所緩和ケア診療加算が算定される入院 3 在宅患者診療・指導料が算定される在宅医療	通算 24 回限度 (同一月に 1 回)	1 か月につき 10万円

手術時等の麻酔導入に伴って使用された医薬品または実施された神経ブロックは、お支払いの対象となりません。

がん緩和ケア特約の保障範囲は大きく分けると通院・入院・在宅医療の3つ。
以下のいずれかに該当されたとき、がん緩和ケア給付金をお受け取りいただけます。

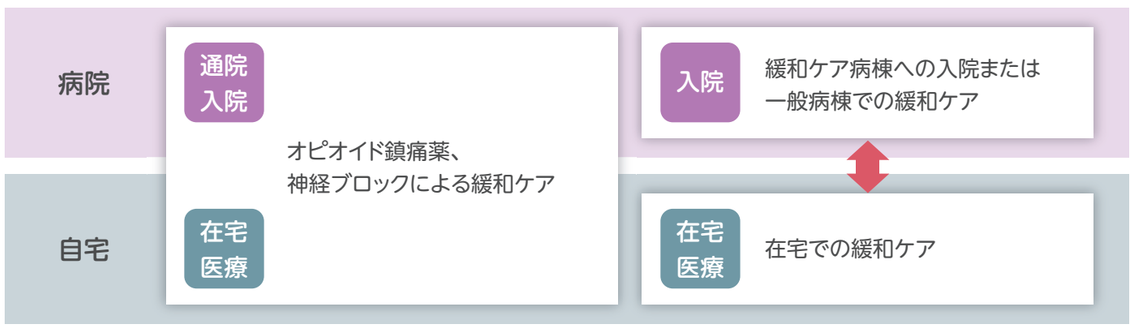

ご存知ですか？

緩和ケア・在宅医療に関するあれこれ

■緩和ケアとは

がんと診断されたときから行う、身体的・精神的な苦痛を和らげるためのケアのことをいいます。がん治療の痛みを和らげるため、治療の初期から行われます。
痛みに対する薬物療法を行う場合、軽度の痛みには、非オピオイド鎮痛薬を用いますが、非オピオイド鎮痛薬では十分な効果が見られない場合には、痛みの強さに応じた適切なオピオイド鎮痛薬を段階的に追加します。

標準的ながん疼痛治療法（鎮痛薬の使用法）

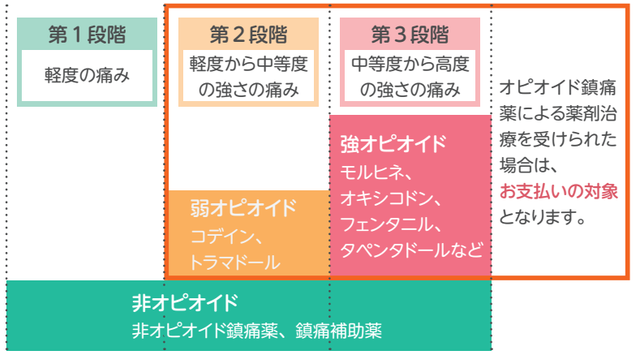

WHO編 武田文和訳「がんの痛みからの解放 第2版,金原出版,1996年」よりメディケア生命作成

? オピオイド鎮痛薬とは?
神経系の司令塔の部分である脳や脊髄に作用して痛みを抑える薬の総称です。中程度の痛みから強い痛みに使う鎮痛薬です。適切な量や種類を調整することで痛みを和らげることができます。

? 神経ブロックとは?
神経や神経の周辺に局所麻酔薬を注射して、痛みをなくす方法です。麻酔薬が神経に作用し、痛みの伝わる経路をブロックすることで、痛みを取り除きます。痛みが緩和されることで血流がよくなり、筋肉のこわばりもなくなります。

■緩和ケア病棟にかかる費用

緩和ケア病棟に入院される場合は、公的医療保険制度の対象となり、医療費は定額です。
3割負担の方の場合、**1日の自己負担額15,321円**になります。
＊「緩和ケア病棟入院料」は1日あたり51,070円につき、51,070円×0.3=15,321円
＊一定の施設基準を満たす医療機関で、30日以内の入院をされた場合。
　食費や差額ベッド代は別途かかります。

■在宅医療にかかる費用

在宅医療は診療内容や訪問回数によって、費用は異なります。

末期がんの方が在宅医療を希望し、医師による訪問診療と看護師による訪問看護を合わせて週４日受けられた場合

1 か月あたり
168,000円※1
→
高額療養費制度の適用後
1 か月あたり **約83,000円**※2

※1　在宅がん医療総合診療料（病床がある医療機関かつ処方箋交付なし）を４週間算定した場合
※2　70歳未満・年収約370万円～約770万円（標準報酬月額28万円～50万円）の場合
＊医師や看護師が訪問するための交通費など、その他の費用も必要となることがあります。

＊ 記載の内容は2023年10月時点の制度によります。今後、制度の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。

その他の留意事項などについて「契約概要」「注意喚起情報」を必ずご確認ください。

月払保険料表　男性

保険期間・保険料払込期間:終身

お手頃プラン
がん治療保険(無解約返戻金型)Ⅰ型［主契約］:
・抗がん剤治療給付金 1か月につき10万円・自由診療抗がん剤治療給付金 1か月につき20万円
・がん放射線治療給付金 1回につき10万円

基本プラン
がん治療保険(無解約返戻金型)Ⅱ型［主契約］:
・抗がん剤治療給付金 1か月につき10万円・自由診療抗がん剤治療給付金1か月につき20万円
・がん放射線治療給付金 1回につき10万円・がん手術給付金 1回につき10万円
・がん骨髄移植給付金 1回につき10万円

契約年齢　0～45歳

がん保険料払込免除特約 付加しない

(単位:円)

契約年齢(歳)	基本の保障(主契約) お手頃プラン Ⅰ型 基本給付金額10万円	基本の保障(主契約) 基本プラン Ⅱ型 基本給付金額10万円
0	310	410
1	310	420
2	330	440
3	330	440
4	340	450
5	340	450
6	350	460
7	360	470
8	360	480
9	370	490
10	380	500
11	380	500
12	390	520
13	400	530
14	410	540
15	420	550
16	430	570
17	440	580
18	450	590
19	460	610
20	470	620
21	490	640
22	500	650
23	510	670
24	530	690
25	540	710
26	560	730
27	580	750
28	590	770
29	620	800
30	640	830
31	670	860
32	690	890
33	720	930
34	740	950
35	770	990
36	800	1,030
37	830	1,070
38	860	1,110
39	900	1,160
40	950	1,220
41	990	1,270
42	1,030	1,320
43	1,070	1,370
44	1,120	1,430
45	1,170	1,500

契約年齢(歳)	オプション(選べる特約) がん診断特約(23)Ⅱ型 1回につき100万円	がん診断特約(23)Ⅱ型 1回につき50万円	先進医療・患者申出療養特約(21) ―	がん通院治療特約 1日につき5,000円	がん入院特約(21) 1日につき5,000円	がん緩和ケア特約 1か月につき10万円
0	790	395	139	60	135	70
1	800	400	139	60	135	70
2	810	405	139	60	135	70
3	830	415	139	65	140	80
4	840	420	139	65	140	80
5	860	430	139	65	140	80
6	880	440	139	65	145	80
7	900	450	139	65	145	80
8	920	460	139	70	145	80
9	940	470	139	70	150	80
10	970	485	139	70	150	90
11	990	495	139	70	155	90
12	1,020	510	139	75	155	90
13	1,040	520	139	75	160	90
14	1,070	535	139	75	160	90
15	1,100	550	139	80	165	100
16	1,130	565	139	80	170	100
17	1,160	580	139	80	175	100
18	1,190	595	139	85	175	100
19	1,230	615	139	85	180	110
20	1,270	635	139	90	185	110
21	1,300	650	139	90	190	110
22	1,350	675	139	95	195	110
23	1,400	700	139	95	200	120
24	1,450	725	139	100	205	120
25	1,500	750	139	105	215	130
26	1,550	775	139	105	220	130
27	1,610	805	139	110	225	130
28	1,670	835	139	115	235	140
29	1,730	865	139	120	240	140
30	1,800	900	139	125	250	150
31	1,880	940	139	125	260	150
32	1,960	980	139	130	270	160
33	2,040	1,020	139	140	280	170
34	2,130	1,065	139	145	290	170
35	2,220	1,110	139	150	300	180
36	2,340	1,170	139	155	310	190
37	2,440	1,220	139	160	325	200
38	2,550	1,275	139	170	335	200
39	2,660	1,330	139	175	350	210
40	2,790	1,395	139	185	365	220
41	2,930	1,465	139	190	385	230
42	3,070	1,535	139	200	400	240
43	3,210	1,605	139	210	420	250
44	3,360	1,680	139	220	440	270
45	3,510	1,755	139	230	460	280

契約年齢　46～85歳

がん保険料払込免除特約 付加しない

(単位:円)

契約年齢(歳)	基本の保障(主契約) お手頃プラン Ⅰ型 基本給付金額10万円	基本の保障(主契約) 基本プラン Ⅱ型 基本給付金額10万円
46	1,240	1,580
47	1,290	1,650
48	1,350	1,720
49	1,410	1,800
50	1,470	1,870
51	1,550	1,970
52	1,620	2,060
53	1,700	2,160
54	1,780	2,260
55	1,870	2,370
56	1,950	2,480
57	2,040	2,590
58	2,130	2,700
59	2,220	2,810
60	2,320	2,930
61	2,410	3,050
62	2,510	3,170
63	2,610	3,290
64	2,710	3,410
65	2,820	3,540
66	2,920	3,660
67	3,020	3,790
68	3,130	3,920
69	3,230	4,040
70	3,320	4,150
71	3,400	4,250
72	3,480	4,350
73	3,540	4,430
74	3,600	4,500
75	3,650	4,570
76	3,680	4,620
77	3,680	4,640
78	3,690	4,660
79	3,680	4,670
80	3,650	4,650
81	3,620	4,620
82	3,580	4,590
83	3,540	4,550
84	3,490	4,500
85	3,440	4,450

契約年齢(歳)	オプション(選べる特約) がん診断特約(23)Ⅱ型 1回につき100万円	がん診断特約(23)Ⅱ型 1回につき50万円	先進医療・患者申出療養特約(21) ―	がん通院治療特約 1日につき5,000円	がん入院特約(21) 1日につき5,000円	がん緩和ケア特約 1か月につき10万円
46	3,700	1,850	139	240	480	290
47	3,880	1,940	139	250	505	310
48	4,060	2,030	139	265	530	320
49	4,240	2,120	139	275	555	340
50	4,430	2,215	139	290	580	350
51	4,660	2,330	139	305	605	370
52	4,870	2,435	139	320	635	390
53	5,070	2,535	139	335	665	410
54	5,280	2,640	139	350	695	420
55	5,500	2,750	139	365	725	440
56	5,750	2,875	139	380	760	460
57	5,970	2,985	139	400	790	480
58	6,200	3,100	139	415	825	510
59	6,430	3,215	139	435	865	530
60	6,680	3,340	139	450	900	550
61	6,970	3,485	139	470	940	570
62	7,220	3,610	139	490	975	600
63	7,460	3,730	139	505	1,015	620
64	7,690	3,845	139	525	1,060	650
65	7,900	3,950	139	545	1,100	680
66	8,140	4,070	139	560	1,145	700
67	8,310	4,155	139	580	1,185	720
68	8,460	4,230	139	595	1,230	750
69	8,600	4,300	139	610	1,270	770
70	8,740	4,370	139	630	1,310	790
71	8,930	4,465	139	645	1,340	810
72	9,060	4,530	139	665	1,375	830
73	9,180	4,590	139	680	1,410	860
74	9,300	4,650	139	695	1,440	880
75	9,420	4,710	139	705	1,480	900
76	9,530	4,765	139	710	1,515	920
77	9,630	4,815	139	715	1,555	950
78	9,730	4,865	139	715	1,595	970
79	9,810	4,905	139	715	1,635	990
80	9,890	4,945	139	710	1,670	1,010
81	9,950	4,975	139	700	1,700	1,030
82	10,000	5,000	139	690	1,725	1,050
83	10,040	5,020	139	680	1,750	1,080
84	10,080	5,040	139	665	1,770	1,100
85	10,100	5,050	139	660	1,795	1,140

＊ご検討にあたっては、最低保険料があります。

主契約＋特約の保険料合計が**月払い1,000円以上**

●2023年12月現在の保険料を表示しています。

●がん診断特約(23)Ⅰ型の保険料や上記以外の給付金額などの保険料については、設計書などでご確認ください。

月払保険料表　男性

保険期間・保険料払込期間:終身

お手頃プラン
がん治療保険(無解約返戻金型)Ⅰ型［主契約］:
・抗がん剤治療給付金 1か月につき10万円・自由診療抗がん剤治療給付金 1か月につき20万円
・がん放射線治療給付金 1回につき10万円

基本プラン
がん治療保険(無解約返戻金型)Ⅱ型［主契約］:
・抗がん剤治療給付金 1か月につき10万円・自由診療抗がん剤治療給付金1か月につき20万円
・がん放射線治療給付金 1回につき10万円・がん手術給付金 1回につき10万円
・がん骨髄移植給付金 1回につき10万円

契約年齢　0～45歳

がん保険料払込免除特約　付加する

(単位:円)

契約年齢(歳)	基本の保障(主契約) お手頃プラン Ⅰ型 基本給付金額10万円	基本の保障(主契約) 基本プラン Ⅱ型 基本給付金額10万円
0	320	430
1	320	440
2	340	460
3	340	460
4	350	470
5	350	470
6	360	480
7	370	490
8	370	500
9	390	510
10	400	520
11	400	520
12	410	550
13	420	560
14	430	570
15	440	580
16	450	600
17	460	610
18	470	620
19	490	650
20	500	660
21	520	680
22	530	690
23	540	720
24	570	740
25	580	760
26	600	790
27	630	810
28	640	840
29	680	880
30	700	910
31	740	950
32	760	990
33	800	1,040
34	830	1,070
35	860	1,120
36	900	1,170
37	940	1,220
38	980	1,270
39	1,040	1,340
40	1,100	1,420
41	1,150	1,480
42	1,210	1,560
43	1,270	1,630
44	1,340	1,710
45	1,410	1,810

契約年齢(歳)	オプション(選べる特約) がん診断特約(23)Ⅱ型 1回につき100万円	がん診断特約(23)Ⅱ型 1回につき50万円	先進医療・患者申出療養特約(21) ―	がん通院治療特約 1日につき5,000円	がん入院特約(21) 1日につき5,000円	がん緩和ケア特約 1か月につき10万円
0	820	410	144	65	140	70
1	830	415	144	65	140	70
2	840	420	144	65	140	70
3	860	430	144	70	145	80
4	880	440	144	70	145	80
5	900	450	144	70	145	80
6	920	460	144	70	150	80
7	940	470	145	70	150	80
8	960	480	145	75	150	80
9	980	490	145	75	155	80
10	1,020	510	145	75	160	90
11	1,040	520	145	75	165	90
12	1,070	535	145	80	165	100
13	1,100	550	145	80	170	100
14	1,130	565	146	80	170	100
15	1,160	580	146	85	175	110
16	1,200	600	146	85	180	110
17	1,230	615	146	85	185	110
18	1,260	630	146	90	185	110
19	1,310	655	147	90	190	120
20	1,350	675	147	95	195	120
21	1,390	695	147	95	205	120
22	1,450	725	148	100	210	120
23	1,500	750	148	105	215	130
24	1,560	780	148	110	220	130
25	1,620	810	149	115	230	140
26	1,680	840	149	115	240	140
27	1,750	875	150	120	245	140
28	1,820	910	150	125	255	150
29	1,900	950	151	130	265	150
30	1,980	990	151	140	275	170
31	2,080	1,040	152	140	285	170
32	2,180	1,090	153	145	300	180
33	2,280	1,140	153	155	310	190
34	2,390	1,195	154	165	325	190
35	2,500	1,250	155	170	340	200
36	2,650	1,325	156	175	350	220
37	2,780	1,390	156	185	370	230
38	2,920	1,460	157	195	385	230
39	3,070	1,535	158	205	405	240
40	3,240	1,620	159	215	425	260
41	3,420	1,710	160	225	450	270
42	3,610	1,805	161	235	470	280
43	3,800	1,900	162	250	495	300
44	4,010	2,005	164	265	525	320
45	4,220	2,110	165	280	555	340

契約年齢　46～85歳

がん保険料払込免除特約　付加する

(単位:円)

契約年齢(歳)	基本の保障(主契約) お手頃プラン Ⅰ型 基本給付金額10万円	基本の保障(主契約) 基本プラン Ⅱ型 基本給付金額10万円
46	1,500	1,920
47	1,580	2,030
48	1,670	2,130
49	1,760	2,250
50	1,850	2,370
51	1,970	2,510
52	2,080	2,650
53	2,200	2,800
54	2,320	2,960
55	2,460	3,130
56	2,590	3,300
57	2,720	3,470
58	2,870	3,650
59	3,010	3,820
60	3,170	4,020
61	3,320	4,210
62	3,480	4,400
63	3,640	4,600
64	3,800	4,790
65	3,960	4,980
66	4,100	5,160
67	4,240	5,340
68	4,390	5,510
69	4,510	5,660
70	4,630	5,800
71	4,720	5,920
72	4,810	6,030
73	4,880	6,110
74	4,930	6,180
75	4,980	6,250
76	4,990	6,280
77	4,970	6,280
78	4,960	6,270
79	4,910	6,240
80	4,840	6,180
81	4,770	6,100
82	4,690	6,020
83	4,600	5,920
84	4,500	5,810
85	4,410	5,710

契約年齢(歳)	オプション(選べる特約) がん診断特約(23)Ⅱ型 1回につき100万円	がん診断特約(23)Ⅱ型 1回につき50万円	先進医療・患者申出療養特約(21) ―	がん通院治療特約 1日につき5,000円	がん入院特約(21) 1日につき5,000円	がん緩和ケア特約 1か月につき10万円
46	4,480	2,240	166	295	580	350
47	4,740	2,370	168	310	615	380
48	5,000	2,500	169	330	655	400
49	5,270	2,635	170	345	690	420
50	5,560	2,780	172	365	725	440
51	5,890	2,945	173	390	765	470
52	6,210	3,105	175	410	810	500
53	6,520	3,260	176	435	855	530
54	6,850	3,425	178	455	900	550
55	7,190	3,595	179	480	945	580
56	7,560	3,780	180	505	1,000	610
57	7,910	3,955	182	535	1,050	640
58	8,270	4,135	183	560	1,105	680
59	8,650	4,325	184	590	1,165	720
60	9,050	4,525	186	610	1,220	750
61	9,500	4,750	187	645	1,285	780
62	9,910	4,955	188	675	1,340	830
63	10,300	5,150	190	700	1,405	860
64	10,670	5,335	191	730	1,470	910
65	11,000	5,500	191	760	1,530	950
66	11,330	5,665	191	785	1,595	980
67	11,570	5,785	191	810	1,650	1,010
68	11,760	5,880	191	830	1,710	1,050
69	11,930	5,965	191	850	1,760	1,070
70	12,090	6,045	190	875	1,810	1,100
71	12,290	6,145	190	895	1,845	1,120
72	12,430	6,215	189	915	1,885	1,150
73	12,550	6,275	188	935	1,925	1,180
74	12,660	6,330	188	950	1,960	1,200
75	12,760	6,380	187	960	2,000	1,220
76	12,850	6,425	186	960	2,040	1,240
77	12,910	6,455	184	960	2,085	1,280
78	12,980	6,490	184	960	2,125	1,300
79	13,010	6,505	182	950	2,165	1,320
80	13,030	6,515	181	935	2,200	1,330
81	13,030	6,515	180	920	2,225	1,350
82	13,010	6,505	179	900	2,240	1,370
83	12,970	6,485	178	880	2,255	1,400
84	12,920	6,460	177	855	2,270	1,410
85	12,860	6,430	175	840	2,285	1,450

＊ご検討にあたっては、最低保険料があります。

主契約＋特約の保険料合計が**月払い1,000円以上**

●2023年12月現在の保険料を表示しています。

●がん診断特約(23)Ⅰ型の保険料や上記以外の給付金額などの保険料については、設計書などでご確認ください。

月払保険料表

女性

保険期間・保険料払込期間:終身

お手頃プラン
がん治療保険(無解約返戻金型)Ⅰ型［主契約］:
・抗がん剤治療給付金 1か月につき10万円・自由診療抗がん剤治療給付金 1か月につき20万円
・がん放射線治療給付金 1回につき10万円

基本プラン
がん治療保険(無解約返戻金型)Ⅱ型［主契約］:
・抗がん剤治療給付金 1か月につき10万円・自由診療抗がん剤治療給付金1か月につき20万円
・がん放射線治療給付金 1回につき10万円・がん手術給付金 1回につき10万円
・がん骨髄移植給付金 1回につき10万円

契約年齢　0～45歳

がん保険料払込免除特約 付加しない

(単位:円)

契約年齢(歳)	基本の保障(主契約) お手頃プラン Ⅰ型 基本給付金額10万円	基本の保障(主契約) 基本プラン Ⅱ型 基本給付金額10万円
0	400	500
1	410	520
2	410	520
3	420	530
4	430	540
5	440	550
6	450	560
7	460	580
8	470	590
9	480	600
10	490	620
11	500	630
12	510	640
13	530	670
14	540	680
15	560	700
16	570	720
17	590	740
18	610	760
19	630	790
20	650	810
21	670	840
22	700	870
23	720	900
24	750	930
25	770	960
26	800	990
27	830	1,030
28	860	1,060
29	890	1,100
30	920	1,130
31	950	1,170
32	980	1,200
33	1,020	1,250
34	1,060	1,290
35	1,100	1,340
36	1,130	1,370
37	1,160	1,410
38	1,200	1,450
39	1,230	1,490
40	1,250	1,510
41	1,280	1,550
42	1,300	1,570
43	1,320	1,600
44	1,350	1,630
45	1,370	1,660

契約年齢(歳)	オプション(選べる特約) がん診断特約(23)Ⅱ型 1回につき100万円	がん診断特約(23)Ⅱ型 1回につき50万円	先進医療・患者申出療養特約(21) —	がん通院治療特約 1日につき5,000円	がん入院特約(21) 1日につき5,000円	女性がん手術特約 ※	がん緩和ケア特約 1か月につき10万円
0	730	365	139	70	125	100	70
1	750	375	139	70	125	100	70
2	770	385	139	70	125	100	80
3	790	395	139	70	125	100	80
4	810	405	139	75	130	100	80
5	840	420	139	75	130	110	80
6	860	430	139	75	130	110	80
7	890	445	139	75	130	110	80
8	920	460	139	80	135	110	80
9	950	475	139	80	135	120	90
10	980	490	139	85	135	120	90
11	1,010	505	139	85	140	120	90
12	1,050	525	139	85	140	130	90
13	1,080	540	139	90	140	130	90
14	1,120	560	139	90	145	130	90
15	1,160	580	139	95	145	140	100
16	1,200	600	139	95	150	140	100
17	1,240	620	139	100	150	140	100
18	1,280	640	139	100	155	150	100
19	1,320	660	139	105	160	150	110
20	1,370	685	139	110	160	160	110
21	1,420	710	139	110	165	160	110
22	1,470	735	139	115	165	160	120
23	1,530	765	139	115	170	170	120
24	1,580	790	139	120	175	170	120
25	1,640	820	139	125	180	180	130
26	1,700	850	139	130	180	180	130
27	1,760	880	139	130	185	180	130
28	1,820	910	139	135	190	190	140
29	1,880	940	139	140	195	190	140
30	1,940	970	139	145	200	190	150
31	2,020	1,010	139	150	205	200	150
32	2,080	1,040	139	155	215	200	160
33	2,150	1,075	139	160	220	210	160
34	2,210	1,105	139	165	225	210	170
35	2,280	1,140	139	170	235	210	170
36	2,360	1,180	139	175	240	220	180
37	2,420	1,210	139	175	250	220	180
38	2,490	1,245	139	180	255	220	190
39	2,560	1,280	139	185	265	220	190
40	2,620	1,310	139	190	275	230	200
41	2,710	1,355	139	195	280	230	210
42	2,770	1,385	139	200	290	230	210
43	2,840	1,420	139	205	300	230	220
44	2,900	1,450	139	210	310	220	220
45	2,960	1,480	139	210	315	220	230

契約年齢　46～85歳

がん保険料払込免除特約 付加しない

(単位:円)

契約年齢(歳)	基本の保障(主契約) お手頃プラン Ⅰ型 基本給付金額10万円	基本の保障(主契約) 基本プラン Ⅱ型 基本給付金額10万円
46	1,380	1,680
47	1,400	1,700
48	1,400	1,710
49	1,410	1,720
50	1,390	1,710
51	1,390	1,720
52	1,400	1,740
53	1,400	1,740
54	1,410	1,760
55	1,410	1,770
56	1,410	1,780
57	1,420	1,800
58	1,420	1,810
59	1,420	1,820
60	1,430	1,850
61	1,430	1,860
62	1,430	1,870
63	1,420	1,870
64	1,420	1,880
65	1,410	1,880
66	1,400	1,880
67	1,390	1,890
68	1,380	1,890
69	1,370	1,890
70	1,350	1,880
71	1,320	1,860
72	1,300	1,840
73	1,280	1,830
74	1,260	1,820
75	1,240	1,810
76	1,240	1,830
77	1,240	1,850
78	1,240	1,870
79	1,250	1,910
80	1,250	1,930
81	1,250	1,950
82	1,250	1,970
83	1,240	1,970
84	1,240	1,990
85	1,240	2,010

契約年齢(歳)	オプション(選べる特約) がん診断特約(23)Ⅱ型 1回につき100万円	がん診断特約(23)Ⅱ型 1回につき50万円	先進医療・患者申出療養特約(21) —	がん通院治療特約 1日につき5,000円	がん入院特約(21) 1日につき5,000円	女性がん手術特約 ※	がん緩和ケア特約 1か月につき10万円
46	3,050	1,525	139	215	325	220	240
47	3,110	1,555	139	215	335	210	240
48	3,180	1,590	139	220	345	210	250
49	3,250	1,625	139	225	355	210	260
50	3,320	1,660	139	230	365	200	260
51	3,420	1,710	139	235	380	200	270
52	3,500	1,750	139	240	390	200	280
53	3,590	1,795	139	245	405	190	290
54	3,670	1,835	139	250	420	190	300
55	3,760	1,880	139	260	435	190	300
56	3,870	1,935	139	265	450	190	310
57	3,960	1,980	139	275	465	180	320
58	4,060	2,030	139	280	480	180	330
59	4,150	2,075	139	290	500	180	340
60	4,240	2,120	139	295	515	180	350
61	4,310	2,155	139	305	535	170	370
62	4,400	2,200	139	310	555	170	380
63	4,480	2,240	139	315	570	170	390
64	4,560	2,280	139	325	595	170	400
65	4,620	2,310	139	330	615	160	410
66	4,680	2,340	139	335	640	160	420
67	4,740	2,370	139	335	660	160	430
68	4,790	2,395	139	340	685	160	450
69	4,840	2,420	139	340	705	150	460
70	4,900	2,450	139	345	725	150	470
71	4,960	2,480	139	350	735	150	480
72	5,030	2,515	139	350	750	140	490
73	5,090	2,545	139	355	760	140	500
74	5,160	2,580	139	360	765	130	520
75	5,220	2,610	139	360	775	130	530
76	5,280	2,640	139	365	785	130	540
77	5,340	2,670	139	365	795	120	560
78	5,390	2,695	139	365	805	120	570
79	5,440	2,720	139	365	820	120	580
80	5,480	2,740	139	360	835	120	600
81	5,520	2,760	139	355	850	110	610
82	5,550	2,775	139	350	870	110	620
83	5,580	2,790	139	340	885	110	640
84	5,610	2,805	139	330	905	110	650
85	5,640	2,820	139	320	925	110	680

※女性がん特定手術給付金 1回につき10万円、乳房再建術給付金 1乳房につき1回50万円。

＊ご検討にあたっては、最低保険料があります。 | 主契約＋特約の保険料合計が**月払い1,000円以上**

●2023年12月現在の保険料を表示しています。

●がん診断特約(23)Ⅰ型の保険料や上記以外の給付金額などの保険料については、設計書などでご確認ください。

女性

保険期間・保険料払込期間:終身

お手頃プラン
がん治療保険(無解約返戻金型)Ⅰ型［主契約］:
・抗がん剤治療給付金 1か月につき10万円・自由診療抗がん剤治療給付金 1か月につき20万円
・がん放射線治療給付金 1回につき10万円

基本プラン
がん治療保険(無解約返戻金型)Ⅱ型［主契約］:
・抗がん剤治療給付金 1か月につき10万円・自由診療抗がん剤治療給付金1か月につき20万円
・がん放射線治療給付金 1回につき10万円・がん手術給付金 1回につき10万円
・がん骨髄移植給付金 1回につき10万円

契約年齢　0～45歳

がん保険料払込免除特約 付加する

(単位:円)

契約年齢(歳)	基本の保障(主契約) お手頃プラン Ⅰ型 基本給付金額10万円	基本の保障(主契約) 基本プラン Ⅱ型 基本給付金額10万円
0	430	540
1	440	560
2	450	570
3	460	580
4	470	590
5	480	600
6	490	610
7	510	640
8	520	650
9	530	660
10	540	690
11	560	700
12	570	720
13	590	750
14	610	760
15	630	790
16	640	810
17	670	840
18	690	870
19	720	900
20	750	930
21	770	970
22	810	1,010
23	840	1,050
24	880	1,090
25	900	1,130
26	940	1,170
27	990	1,220
28	1,030	1,270
29	1,070	1,320
30	1,110	1,360
31	1,150	1,420
32	1,190	1,460
33	1,250	1,530
34	1,300	1,580
35	1,350	1,650
36	1,390	1,690
37	1,440	1,750
38	1,490	1,800
39	1,530	1,860
40	1,560	1,890
41	1,600	1,940
42	1,630	1,980
43	1,660	2,020
44	1,700	2,050
45	1,720	2,090

契約年齢(歳)	オプション(選べる特約) がん診断特約(23)Ⅱ型 1回につき100万円	がん診断特約(23)Ⅱ型 1回につき50万円	先進医療・患者申出療養特約(21) —	がん通院治療特約 1日につき5,000円	がん入院特約(21) 1日につき5,000円	女性がん手術特約 ※	がん緩和ケア特約 1か月につき10万円
0	780	390	148	75	135	110	80
1	800	400	148	75	135	110	80
2	830	415	148	75	135	110	90
3	850	425	148	75	135	110	90
4	870	435	149	80	140	110	90
5	910	455	149	80	140	120	90
6	930	465	149	80	140	120	90
7	970	485	150	85	140	120	90
8	1,000	500	150	90	145	120	90
9	1,040	520	150	90	150	130	100
10	1,070	535	151	95	150	130	100
11	1,110	555	151	95	155	130	100
12	1,160	580	151	95	155	140	100
13	1,190	595	152	100	155	150	100
14	1,240	620	152	100	160	150	100
15	1,290	645	153	105	160	160	110
16	1,340	670	153	105	165	160	110
17	1,390	695	154	115	170	160	110
18	1,440	720	154	115	175	170	120
19	1,490	745	155	120	180	170	130
20	1,550	775	155	125	180	180	130
21	1,620	810	156	125	190	180	130
22	1,680	840	157	135	190	190	140
23	1,760	880	157	135	195	200	140
24	1,830	915	158	140	205	200	140
25	1,900	950	159	145	210	210	150
26	1,980	990	160	155	210	210	150
27	2,070	1,035	161	155	220	210	160
28	2,150	1,075	161	160	225	230	170
29	2,230	1,115	162	170	230	230	170
30	2,320	1,160	163	175	240	230	180
31	2,420	1,210	164	180	245	240	180
32	2,510	1,255	164	190	260	250	190
33	2,600	1,300	165	195	265	260	200
34	2,690	1,345	166	200	275	260	210
35	2,780	1,390	166	210	285	260	210
36	2,890	1,445	167	215	295	270	220
37	2,980	1,490	168	220	305	270	220
38	3,070	1,535	168	225	315	280	240
39	3,170	1,585	169	230	330	280	240
40	3,250	1,625	169	235	340	290	250
41	3,370	1,685	170	245	350	290	260
42	3,460	1,730	170	250	360	290	270
43	3,550	1,775	170	255	375	290	280
44	3,630	1,815	170	265	385	280	280
45	3,710	1,855	171	265	395	280	290

契約年齢　46～85歳

がん保険料払込免除特約 付加する

(単位:円)

契約年齢(歳)	基本の保障(主契約) お手頃プラン Ⅰ型 基本給付金額10万円	基本の保障(主契約) 基本プラン Ⅱ型 基本給付金額10万円
46	1,740	2,120
47	1,760	2,140
48	1,760	2,150
49	1,770	2,170
50	1,750	2,150
51	1,750	2,170
52	1,760	2,190
53	1,770	2,200
54	1,780	2,220
55	1,780	2,240
56	1,790	2,260
57	1,800	2,280
58	1,800	2,300
59	1,800	2,310
60	1,810	2,340
61	1,810	2,360
62	1,810	2,370
63	1,800	2,370
64	1,800	2,380
65	1,780	2,370
66	1,760	2,370
67	1,750	2,370
68	1,730	2,360
69	1,700	2,350
70	1,680	2,330
71	1,640	2,300
72	1,610	2,270
73	1,580	2,250
74	1,550	2,230
75	1,520	2,210
76	1,510	2,220
77	1,500	2,230
78	1,490	2,240
79	1,490	2,270
80	1,480	2,290
81	1,480	2,300
82	1,470	2,310
83	1,450	2,300
84	1,440	2,310
85	1,440	2,330

契約年齢(歳)	オプション(選べる特約) がん診断特約(23)Ⅱ型 1回につき100万円	がん診断特約(23)Ⅱ型 1回につき50万円	先進医療・患者申出療養特約(21) —	がん通院治療特約 1日につき5,000円	がん入院特約(21) 1日につき5,000円	女性がん手術特約 ※	がん緩和ケア特約 1か月につき10万円
46	3,820	1,910	171	270	405	280	300
47	3,900	1,950	171	270	415	270	300
48	3,980	1,990	171	275	430	270	320
49	4,070	2,035	171	280	445	270	330
50	4,160	2,080	171	290	455	260	330
51	4,280	2,140	171	295	475	250	340
52	4,390	2,195	171	300	490	250	350
53	4,510	2,255	171	310	505	250	370
54	4,610	2,305	171	315	525	250	380
55	4,730	2,365	172	330	545	240	380
56	4,870	2,435	172	335	565	240	390
57	4,990	2,495	172	345	580	230	410
58	5,120	2,560	172	355	600	230	420
59	5,230	2,615	172	365	625	230	430
60	5,350	2,675	172	375	645	230	440
61	5,440	2,720	172	385	670	220	470
62	5,550	2,775	172	390	695	220	480
63	5,650	2,825	172	395	715	220	490
64	5,750	2,875	172	410	745	220	500
65	5,810	2,905	172	415	765	210	520
66	5,870	2,935	171	420	795	210	530
67	5,930	2,965	171	420	820	210	540
68	5,970	2,985	170	420	845	200	560
69	6,010	3,005	170	420	870	190	570
70	6,060	3,030	169	425	890	190	580
71	6,120	3,060	169	430	900	190	590
72	6,190	3,095	168	430	915	180	600
73	6,240	3,120	168	435	925	180	610
74	6,310	3,155	167	440	925	160	630
75	6,360	3,180	167	440	935	160	640
76	6,410	3,205	166	440	945	160	650
77	6,460	3,230	166	440	955	150	670
78	6,490	3,245	165	440	960	150	680
79	6,520	3,260	164	435	975	150	690
80	6,540	3,270	164	430	990	150	710
81	6,560	3,280	163	420	1,000	140	720
82	6,560	3,280	162	415	1,020	140	730
83	6,570	3,285	161	400	1,035	130	750
84	6,570	3,285	161	385	1,055	130	760
85	6,580	3,290	160	370	1,070	130	790

※女性がん特定手術給付金 1回につき10万円、乳房再建術給付金 1乳房につき1回50万円。

＊ご検討にあたっては、最低保険料があります。 | 主契約＋特約の保険料合計が**月払い1,000円以上**

●2023年12月現在の保険料を表示しています。

●がん診断特約(23)Ⅰ型の保険料や上記以外の給付金額などの保険料については、設計書などでご確認ください。

保障内容などに関するよくある質問

Q1 処方された薬剤が給付金の支払いの対象かどうか確認する方法はありますか?

A1 メディケア生命ホームページの「医薬品ナビ」で簡単に確認できます。

❶「医薬品ナビ」にアクセスして検索
▼
❷ お支払いの対象となる薬剤かどうかがわかります。
▼
❸ 薬剤が見つかったら、ご請求ください。

メディケア生命ホームページからもアクセスできます。
https://iyakuhin.medicarelife.com/

「医薬品ナビ」でご確認できない場合などはメディケア生命までお問い合わせください。
入院・通院・手術の有無にかかわらず、所定の薬剤治療を受けられた場合には給付金をお支払いします。
＊がん診断特約(23)の支払対象薬剤にはホルモン剤は含まれませんので、ご注意ください。
また、「医薬品ナビ」ではオピオイド鎮痛薬は検索できませんので、ご注意ください。

Q2 欧米で承認された薬剤とは？

A2 欧州医薬品庁(EMA)または米国食品医薬品局(FDA)では承認されているものの、日本では未承認または適応外※1 となる抗がん剤・ホルモン剤のことです。

主契約の保障範囲

		日本	
		承認範囲内	承認範囲外
欧米	承認範囲内	抗がん剤治療給付金	自由診療抗がん剤治療給付金
	承認範囲外	抗がん剤治療給付金	対象外

※1 すでに日本で承認されている薬剤を、承認された適応症などの範囲外で使用することです。
薬剤はがんの種類ごとに承認されます。たとえば、日本で肺がんの承認を受けている薬剤を胃がんで使用する場合、日本では範囲外になります。
ただし、その薬剤が欧米で胃がんの承認を受けている場合は、保険適用外での使用となりますが、主契約の自由診療抗がん剤治療給付金のお支払いの対象となります。

欧米で承認されている抗がん剤

<欧米で承認されているが、日本では未承認または適応外であるがん領域の医薬品の種類>

172種類　未承認薬※2 **109種類(63.3%)**　適応外薬※3 **63種類(36.6%)**

国立がん研究センター「国内で薬機法上未承認・適応外である医薬品・適応のリスト」
(2022年10月31日時点のデータ)よりメディケア生命算出

※2 日本ではまだ承認されていない薬剤のことです。
※3 すでに日本で承認されているが、承認された適応症などの範囲外で使用する薬剤のことです。

Q3 再発予防のホルモン剤治療は抗がん剤治療給付金および自由診療抗がん剤治療給付金の保障の対象になりますか？

A3 はい、対象となります。
ホルモン剤は、治癒目的だけでなく、再発予防としても用いられます。
再発予防も、抗がん剤治療給付金および自由診療抗がん剤治療給付金の保障の対象となります。

Q4 遺伝子パネル検査について教えてください。

A4 遺伝子パネル検査とは、がん組織や血液を用いて多数の遺伝子を調べ、がん治療に有効な候補薬があるかどうかを調べる検査です。
遺伝子パネル検査では、原因となる遺伝子を特定して、より効果の高い治療薬を選択することが可能です。
遺伝子パネル検査で治療の候補となる薬剤が見つかる場合もありますが、未承認薬または適応外薬となることもあります。
この未承認薬・適応外薬を使用する際に、患者申出療養制度を活用することが考えられます。

遺伝子パネル検査により候補薬が確定するまでの流れ

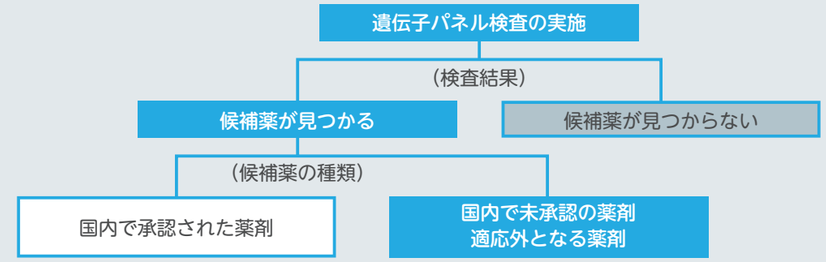

未承認薬・適応外薬の費用(1か月あたり)

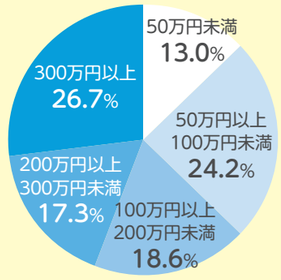

未承認薬・適応外薬を自由診療で使用する場合は、全額自費診療となるため、1か月あたりの薬剤費用は高額になります。
患者申出療養として利用すれば、先進医療・患者申出療養特約(21)から技術料相当額(自己負担額)が支払われるので安心です。

国立がん研究センター「国内で薬機法上未承認・適応外である医薬品・適応のリスト」
(2022年10月31日時点のデータ)よりメディケア生命算出

＊このデータは独立行政法人医薬品医療機器総合機構が公開している未承認薬データベースをもとに、国立がん研究センターが米国あるいは欧州の承認情報を追加して作成したリストからメディケア生命が算出したものであり、遺伝子パネル検査で候補となった薬剤に限ったものではありません。

その他の留意事項などについて「契約概要」「注意喚起情報」を必ずご確認ください。

Q5 抗がん剤治療を複数回受けた場合、給付金が支払われるケースと支払われないケースを教えてください。

A5 抗がん剤治療給付金および自由診療抗がん剤治療給付金のお支払いは、それぞれ同一の月で1回を限度としています。
具体的なお支払いのケースは、以下をご参照ください。

ケース1 異なる給付金の場合
抗がん剤治療給付金と自由診療抗がん剤治療給付金の場合

ケース2 同一の給付金の場合
抗がん剤治療給付金と抗がん剤治療給付金の場合

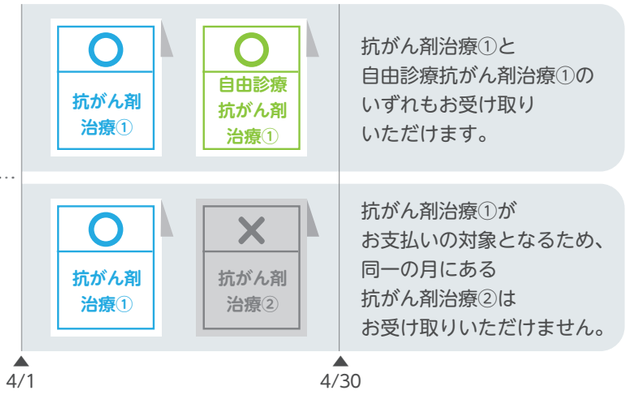

＜同一の月に複数月分の薬剤を処方された場合＞
同一の月に複数月分の薬剤を処方されても、抗がん剤治療給付金のお支払いは1か月分(処方月分)のみとなります。

4月に薬剤を2か月分処方された場合
4月に5月分も含めて2か月分の薬剤を処方されていますが、5月に新たに薬剤を処方されていないことから、4月分(処方月分)のみをお受け取りいただけます(5月分はお受け取りいただけません)。

Q6 診断書は、請求の都度提出しなければならないのですか？

A6 いいえ、請求の都度提出する必要はありません。
初回のご請求の際には診断書の提出が必要になりますが、２回目以降のご請求の際にはメディケア生命所定の条件により、診断書に代えて病院から発行される「診療明細書」や薬局から発行される「調剤明細書」などの“薬剤名が確認できる書類”により請求することができます。
提出書類などの詳細はメディケア生命までお問い合わせください。

初回のご請求

診断書の作成には、手続きと費用がかかります。

２回目以降のご請求

２回目以降のご請求は、簡単にお手続きいただけます。

Q7 がん診断特約(23)のがん診断給付金はどのようなときに再度支払われますか？

A7 初めてがんと診断確定されたときから1年経過後に、以下のいずれかに該当された場合、がん診断給付金をお受け取りいただけます。

- ●新たながんと初めて診断確定されたとき(再発・転移を含みます。)(Ⅰ型 Ⅱ型)
- ●がんにより、入院をされたとき(入院を継続されているときを含みます。)(Ⅰ型 Ⅱ型)
- ●がんにより、所定の通院をされたとき(Ⅱ型)
- ●がん性疼痛等の緩和のため、所定の緩和ケアを受けられたとき(Ⅱ型)

お支払例 【契約内容】がん診断特約(23) Ⅱ型 がん診断給付金額100万円

ケース1
診断確定されたがんが治癒した後、初回の診断確定から１年後の応当日以後に新たながんと初めて診断確定されたとき

○ お支払いします

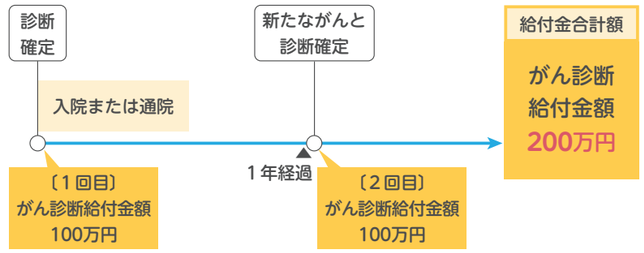

ケース2
初めてがんと診断確定されたときから１年後の応当日に、診断確定されたがんの治療のため、入院を継続されているとき

○ お支払いします

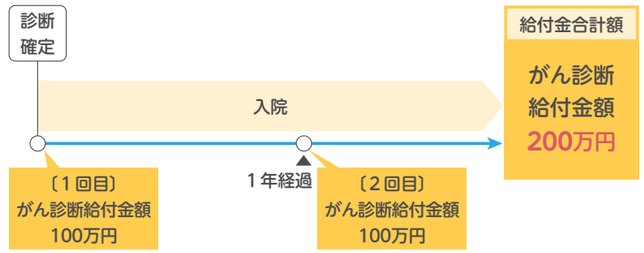

ケース3
初めてがんと診断確定されたときから1年後の応当日以後に、通院で**抗がん剤治療(ホルモン剤以外)**を受けられたとき

○ お支払いします

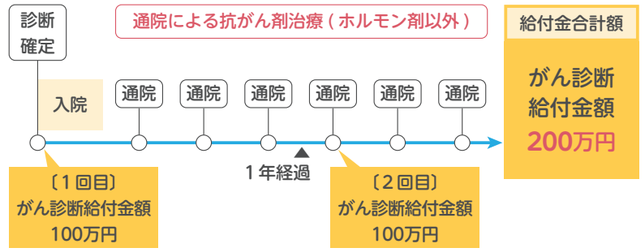

ケース4
初めてがんと診断確定されたときから1年後の応当日以後に、通院で**ホルモン剤のみによる治療**を受けられたとき

× お支払いしません

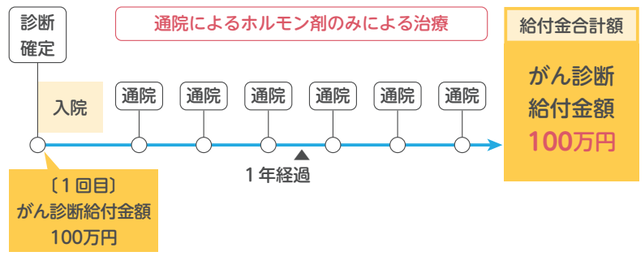

＊ケース3とケース4が重複する場合(抗がん剤治療とホルモン剤治療のいずれも受けられた場合)は、2回目のがん診断給付金をお受け取りいただけます。

メディケア生命の健康・医療に関する無料サービス

（提供：ティーペック株式会社）

1 医師・保健師・看護師などの経験豊かなスタッフによる 24時間365日年中無休の電話健康相談サービス

ご利用いただける方 この保険の契約者・被保険者とその配偶者および同居のご家族

ご相談いただける内容

健 康	食事や運動、人間ドック・健診結果の見方　など
医 療	気になる体の症状についての相談、治療に関する相談　など
介 護	運動指導、食事指導、介護施設、介護保険　など
育 児	不妊症および専門医、産院情報・出産方法　など
メンタルヘルス	対人関係の悩み、子育てのストレス、不登校・いじめ　など

＜相談内容分類＞
2022年4月～2023年3月相談分

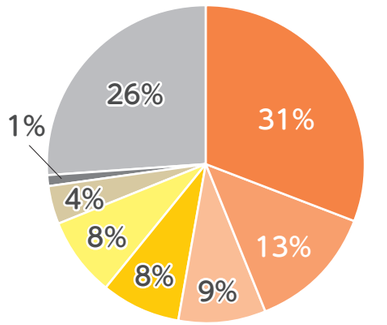

ティーペック株式会社「Mefics」より

⊙医療機関情報提供サービス（独自の医療機関情報のデータベース・Mefics）

医療機関情報

どんな医療機関を選べばいいのか、またそれはどこにあるのかを知りたいときにご利用ください。
「専門外来」「専門診療科目」など、270項目

＜具体例＞

内科	外科
●苦しくない大腸内視鏡 ●カプセル型内視鏡	●痔を手術しないで治す病院 ●乳がんの専門治療（温存療法など）

T-PEC医療機関検索　Mefics（メフィックス）
URL https://t-pec.jp/hospital/

日本全国（約16万件）の「専門病院」、「大学病院」、「地域の病院」、「クリニック（開業医）」などを検索できます。

＜イメージ＞

2 女性のための 経験豊かな女性看護師などによる 24時間365日年中無休の電話健康相談サービス

ご利用いただける方 この保険の契約者・被保険者とその配偶者および同居のご家族に該当する女性の方

女性ならではの病気や症状に対する不安や心身の健康に関する悩みを、24時間いつでも女性看護師などに相談できます。

ご相談いただける内容　女性に多い病気、妊娠・出産にかかわる症状 など

＊受付は男性スタッフになることがあります。

3 各専門分野を代表する名医による セカンドオピニオンサービス

ご利用いただける方 この保険の契約者・被保険者

総合相談医との相談（面談・電話・オンライン）を通じ、より良い医療を選択するために、現在の診断に対する見解、今後の治療方針・方法などについてセカンドオピニオン（もう1人の医師の意見）を聞くことができます。
必要に応じて面談によるセカンドオピニオンの結果、より高度な専門性が必要と判断された場合には、優秀専門臨床医の紹介をいたします。（無料で紹介状を作成いたします。）

＊電話・オンラインでのセカンドオピニオンでは、優秀専門臨床医の紹介はありません。
＊オンラインでのセカンドオピニオンは、オンラインで提供可能な医療機関のみ対象です。

受付時間は月曜日～土曜日9:00～18:00（日曜、祝日および12月31日～1月3日を除く）

セカンドオピニオンはこんなときに！
- ●本当に手術しかないのだろうか？
- ●他の治療法はないのだろうか？
- ●手術を受ける前に他の専門家に相談したい

＜サービス利用条件＞利用回数：同一の病名での利用は年1回／病名が判明していることなど

4 受診手配・紹介サービス

ご利用いただける方 この保険の契約者・被保険者

対応できない治療法や手術方法が必要との主治医の判断があるなど、一定の条件が満たされる場合、各専門分野の医師が在籍している医療機関での受診を手配・紹介いたします。

＊原則、悪性新生物（がん）、心疾患、脳血管疾患を対象とします。

受付時間は月曜日～土曜日9:00～18:00（日曜、祝日および12月31日～1月3日を除く）

＊このサービスはメディケア生命保険株式会社から業務の委託を受けたティーペック株式会社が提供します。
＊このサービスは2023年10月現在のものであり、将来予告なく変更される場合があります。
＊このサービスは各サービスごとに諸条件がありますので、サービスご利用時にお問い合わせください。

ご契約に際しての重要事項

契約概要

■この「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。

■「契約概要」に記載のお支払理由やお支払いの留意点は、概要や代表事例を示しています。お支払理由の詳細や留意点などについての詳細ならびに主な保険用語のご説明などについては**「ご契約のしおり」「約款」**に記載しておりますのでご確認ください。また、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項は、**「注意喚起情報」**に記載しておりますので、あわせてご確認ください。

1 引受保険会社はメディケア生命です。

●引受保険会社 ：メディケア生命保険株式会社(住友生命グループ)
● 住　所 ：〒135-0033 東京都江東区深川1-11-12
● 電　話 ：メディケア生命コールセンター 0120-315056
●ホームページ ：https://www.medicarelife.com/

メディケア生命保険株式会社は、お客さまの視点にたったシンプルでわかりやすい保険商品および、丁寧・迅速・正確なサービスをご提供するために設立された住友生命グループの生命保険会社です。

●メディケア生命の生命保険契約に関してご相談や苦情等がございましたら、メディケア生命コールセンターまでご連絡ください。

2 商品の特徴は以下のとおりです。

●がんによる抗がん剤治療・放射線治療・手術などを一生涯にわたり保障することができるがん保険です。
●各種特約を付加することにより、保障をさらに充実させることもできます。

3 給付金額・保険期間・保険料払込期間・保険料・保険料払込回数・保険料払込経路などは以下のとおりです。

保険期間	保険料払込期間	保険料払込回数	保険料払込経路
終身	終身、有期(55歳・60歳・65歳・70歳・75歳・80歳まで)	月払い・半年払い※1・年払い※1	第1回:振込み扱い※2・口座振替扱い※3・クレジットカード扱い※3 第2回以後:口座振替扱い※3・クレジットカード扱い※3

*お申し込みいただくご契約の給付金額、保険期間、保険料払込期間、保険料、保険料払込回数、保険料払込経路などについては申込書または申込画面・商品パンフレットなどに記載のとおりとなりますので、必ずご確認ください。
*有期払いの場合、保険料払込期間満了までの払込保険料累計は、保険料払込期間の長いご契約よりも短いご契約の方が多くなることがあります。
※1 三井住友銀行のホームページからお申込みの場合、半年払い・年払いはお選びいただけません。
※2 三井住友銀行のホームページからお申込みの場合、振込み扱いはお選びいただけません。
※3 第1回保険料の払込経路を口座振替扱い、またはクレジットカード扱いとされた場合、第2回以後の保険料払込経路は第1回保険料の払込経路と同一となります。

●契約年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。被保険者の保険契約上の年齢は、毎年の契約応当日に契約年齢に1歳ずつ加えて計算します。保険期間などの満了時が被保険者の年齢により定められている場合、保険期間などは被保険者がその年齢に達する年単位の契約応当日の前日までとなります。

4 仕組みについて

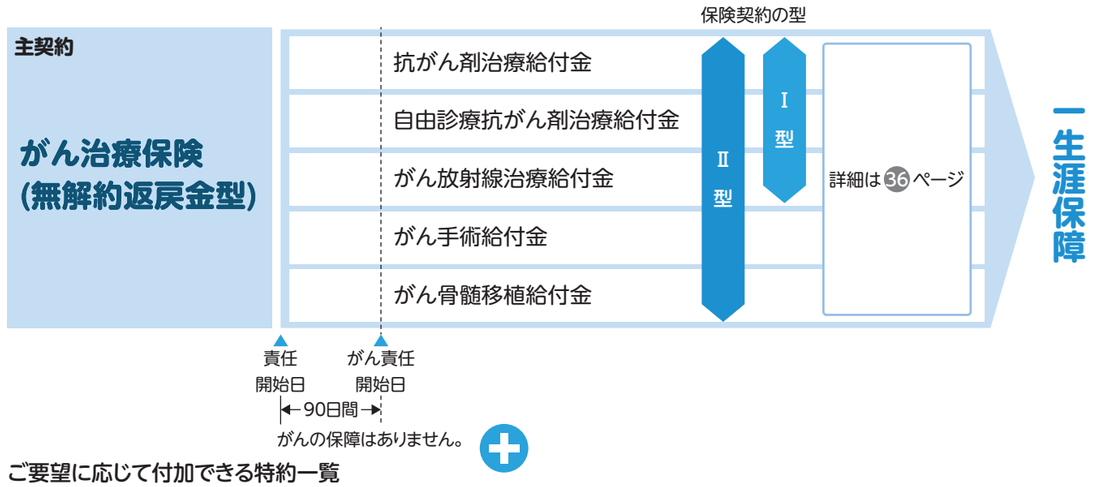

*この保険には、原則として「責任開始期に関する特約」が付加されています。この特約が付加されているご契約のお引受けをメディケア生命が承諾した場合には、お申込みを受け付けた時または告知が行われた時のいずれか遅い時から保険契約上の保障が開始(責任開始)されます。詳しくは**「注意喚起情報」**の**[責任開始期について][第1回保険料の猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約は無効となります。]**、**「ご契約のしおり」**の**[責任開始期について]**をご確認ください。
※先進医療・患者申出療養特約(21)のがん以外の保障については、責任開始期から開始されます。

5 がん責任開始日については以下のとおりです。

ご注意

■がんの保障については、責任開始日からその日を含めて91日目(**がん責任開始日**)から開始されます。

■がん責任開始日前にがんと診断確定されていた場合は、ご契約者または被保険者がその事実を知っているといないとにかかわらず、ご契約は無効となります。※

*無効とは、ご契約の効力が初めからなかったものとすることをいいます。

※先進医療・患者申出療養特約(21)が付加されている場合、がん責任開始日前にがんと診断確定されたときでも、がん診断確定前にお支払理由に該当した先進医療・患者申出療養特約(21)の給付金をお支払いできることがあります。この場合、先進医療・患者申出療養特約(21)のお支払理由に最後に該当された時からご契約は消滅します。

6 主契約における給付金のお支払理由とお支払いの留意点は以下のとおりです。

がん治療保険(無解約返戻金型)(主契約)

お支払いする給付金		お支払理由	お支払金額	お支払限度
Ⅰ型	抗がん剤治療給付金	がん責任開始日以後に初めて診断確定されたがんにより、支払対象薬剤による公的医療保険制度の療養の給付の対象となる薬剤治療を受けられたとき	抗がん剤治療給付金のお支払理由が生じた日の属する月ごとに、基本給付金額	通算限度なし(同一月に1回)
	自由診療抗がん剤治療給付金	がん責任開始日以後に初めて診断確定されたがんにより、支払対象薬剤による薬剤治療を受けられたとき。ただし、抗がん剤治療給付金のお支払理由に該当する場合を除きます。	自由診療抗がん剤治療給付金のお支払理由が生じた日の属する月ごとに、基本給付金額×2倍	通算24回(同一月に1回)
	がん放射線治療給付金	がん責任開始日以後に初めて診断確定されたがんにより、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において放射線治療料の算定対象となる放射線治療を受けられたとき	基本給付金額	通算限度なし(60日に1回)
Ⅱ型	がん手術給付金	がん責任開始日以後に初めて診断確定されたがんにより、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術を受けられたとき	基本給付金額	通算限度なし
	がん骨髄移植給付金	がん責任開始日以後に初めて診断確定されたがんにより、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において輸血料の算定対象となる骨髄移植術を受けられたとき	基本給付金額	通算限度なし

*薬剤治療とは、医師による医薬品の投与または処方(処方せんの発行を含みます。)のことをいいます。ただし、臓器移植に伴う抗体関連拒絶反応の抑制を目的とする医薬品の投与等、発病したがんの治療を直接の目的としない医薬品の投与または処方を除きます。

●がんには上皮内がんを含みます。

抗がん剤治療給付金および自由診療抗がん剤治療給付金について

●病院等で処方せんを発行され、薬局等で薬剤を受け取ることとなる薬剤治療の場合は、処方せんを発行された日(紛失等により処方せんが再発行される場合は、最初の処方せんの発行された日)を薬剤治療を受けられた日として取り扱います。

次ページに続く

支払対象薬剤について

●抗がん剤治療給付金の支払対象薬剤は、薬剤治療を受けられた時点において、次の条件をすべて満たす医薬品等とします。
①医薬品医療機器等法にもとづく製造販売についての厚生労働大臣の承認を受けた医薬品のうち、所定の医薬品の定義に該当する医薬品であること
②世界保健機関(WHO)の解剖治療化学分類法による医薬品分類(ATC分類)中、所定の医薬品分類に該当する医薬品であること

●自由診療抗がん剤治療給付金の支払対象薬剤は、薬剤治療を受けられた時点において、次の条件をすべて満たす医薬品等とします。
①次のいずれかに該当する医薬品のうち、所定の医薬品の定義に該当する医薬品であること
・先進医療または患者申出療養による薬剤治療として使用された医薬品
・欧米で承認された所定の医薬品のうち、被保険者が診断確定されたがんの治療に対する効能または効果が認められた医薬品
②世界保健機関(WHO)の解剖治療化学分類法による医薬品分類(ATC分類)中、所定の医薬品分類に該当する医薬品であること

*先進医療とは厚生労働大臣が定める医療技術で、技術ごとに決められた適応症に対し施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限ります。
*患者申出療養とは厚生労働大臣が定める医療技術で、当該医療技術を適切に実施できるものとして個別に認められた、施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限ります。

支払対象薬剤は、メディケア生命ホームページの「医薬品ナビ」(https://iyakuhin.medicarelife.com/)をご確認ください。
「医薬品ナビ」でご確認できない場合などは、メディケア生命コールセンターにお問い合わせください。

ご注意

<各給付金共通>
■処方せんを発行された場合でも、その処方せんにもとづく支払対象薬剤の支給を受けられていないときは、抗がん剤治療給付金および自由診療抗がん剤治療給付金のお支払いの対象となりません。
■がん放射線治療給付金、がん手術給付金またはがん骨髄移植給付金のうち、同一の種類の給付金のお支払理由が同一の日に重複して生じた場合でも、同一の種類の給付金を重複してお支払いしません。

<抗がん剤治療給付金について>
■お支払いは同一月に1回を限度とします。

<自由診療抗がん剤治療給付金について>
■お支払いは同一月に1回を限度とします。
■**欧米で承認された所定の医薬品であっても、公的医療保険制度における評価療養の対象となる治験(医療機関によって定められた当該治験にかかる被保険者の負担額が「0」となる場合に限ります。)において使用された医薬品は、お支払いの対象となりません。**

<がん放射線治療給付金について>
■お支払いは60日に1回を限度とします。
■血液照射はお支払いの対象となりません。

<がん手術給付金について>
■医科診療報酬点数表において、一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されることとされている区分番号にあてはまる手術について、同一の区分番号にあてはまる手術を複数回受けられた場合は、それらの手術のうち、この給付金が支払われる直前の手術を受けられた日からその日を含めて60日以内に受けられた手術については、お支払いの対象となりません。
■診断および生検等の検査のための手術などはお支払いの対象となりません。

<がん骨髄移植給付金について>
■ドナー(骨髄提供者)の移植骨髄穿刺についてはお支払いの対象となりません。

7 各特約における給付金などのお支払理由とお支払いの留意点は以下のとおりです。

先進医療・患者申出療養特約(21)

お支払いする給付金	お支払理由	お支払金額	お支払限度
先進医療・患者申出療養給付金	次のいずれかに該当されたとき ①がん責任開始日以後に診断確定された**がん**により、厚生労働大臣が定める先進医療または患者申出療養による療養を受けられたとき ②責任開始期以後に発生した**傷害またはがん以外の疾病**により、厚生労働大臣が定める先進医療または患者申出療養による療養を受けられたとき	先進医療・患者申出療養にかかわる技術料相当額(自己負担額)	先進医療・患者申出療養給付金と先進医療・患者申出療養一時給付金を通算して2,000万円
先進医療・患者申出療養一時給付金		15万円	

●先進医療・患者申出療養にかかわる技術料とは、受療した先進医療・患者申出療養に対する被保険者の自己負担額として、医療機関によって定められた金額をいいます。
●**先進医療・患者申出療養給付金および先進医療・患者申出療養一時給付金のお支払いが通算して2,000万円に達したときは、その給付金のお支払理由が生じた時に、この特約は消滅します。**

ご注意

■ご加入後も、新たに厚生労働大臣の承認を得たことにより、療養を受けられた日現在において、先進医療または患者申出療養の対象となっている医療技術は、先進医療・患者申出療養給付金および先進医療・患者申出療養一時給付金のお支払いの対象となります。**一方、ご加入時点で先進医療または患者申出療養の対象であった医療技術であっても、療養を受けられた日現在において、一般の保険診療に導入されている(公的医療保険制度の給付対象となっている)、承認取消などの事由によって先進医療または患者申出療養ではなくなっているなどの場合には、先進医療・患者申出療養給付金および先進医療・患者申出療養一時給付金をお支払いできません。**
■**先進医療とは厚生労働大臣が定める医療技術で、技術ごとに決められた適応症に対し施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限ります。**
■**患者申出療養とは厚生労働大臣が定める医療技術で、当該医療技術を適切に実施できるものとして個別に認められた、施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限ります。**
■先進医療・患者申出療養一時給付金のお支払いは60日に1回を限度とします。
■同一の先進医療または患者申出療養において複数回にわたって一連の療養を受けられたときは、それらの一連の療養を1回の療養とみなします。そのため、同一の先進医療または患者申出療養を60日を超えて受療されても先進医療・患者申出療養一時給付金のお支払いは1回のみとなります。
■先進医療または患者申出療養にかかわる技術料(自己負担額)が「0」である場合、先進医療・患者申出療養給付金および先進医療・患者申出療養一時給付金をお支払いしません。
■同一の被保険者において、先進医療給付(お支払金額が先進医療の技術料相当額である給付)のあるメディケア生命の特約を重複して付加することはできません。

がん診断特約(23)

お支払いする給付金		お支払理由	お支払金額	お支払限度
がん診断給付金	Ⅰ型	初回 がん責任開始日以後に、初めてがんと診断確定されたとき 2回目以後 直前のがん診断給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日以後に、次の①②のいずれかに該当されたとき ①次のいずれかのがんと診断確定されたとき。ただし、そのがんについて初めて診断確定されたときに限ります。 ⑴すでに診断確定されたがんが、内視鏡検査、画像検査または血液検査等により認められない状態になった後、再発したもの ⑵すでに診断確定されたがんが、他の臓器に転移(リンパ節への転移を含みます。)したもの ⑶すでに診断確定されたがんとは関係のない、新たに生じたがん ②診断確定されたがんの治療を目的として、入院を開始されたとき※	がん診断給付金額	通算限度なし(1年に1回)
	Ⅱ型	初回 がん責任開始日以後に、初めてがんと診断確定されたとき 2回目以後 直前のがん診断給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日以後に、次の①～④のいずれかに該当されたとき ①Ⅰ型のお支払理由①に該当するがんと診断確定されたとき ②Ⅰ型のお支払理由②に該当するがんによる入院を開始されたとき※ ③診断確定されたがんの治療を目的として、次のいずれかに該当する通院をされたとき ⑴支払対象薬剤(**ホルモン剤は含まれません。**)による薬剤治療のための通院 ⑵公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において放射線治療料の算定対象となる放射線治療のための通院 ⑶公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術のための通院 ⑷公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において輸血料の算定対象となる骨髄移植術のための通院 ⑸厚生労働大臣が定める先進医療または患者申出療養による療養のための通院 ④診断確定されたがんにより、がん性疼痛等の各種症状の緩和を目的として、次のいずれかの緩和ケアを受けられたとき ⑴公的医療保険制度の療養の給付の対象となる疼痛緩和薬による薬剤治療または神経ブロック ⑵公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において在宅患者診療・指導料の算定対象となる在宅医療		

*薬剤治療とは、医師による医薬品の投与または処方(処方せんの発行を含みます。)のことをいいます。ただし、臓器移植に伴う抗体関連拒絶反応の抑制を目的とする医薬品の投与等、発病したがんの治療を直接の目的としない医薬品の投与または処方を除きます。

*先進医療とは療養を受けられた日現在において、厚生労働大臣が定める医療技術で、技術ごとに決められた適応症に対し施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限ります。

*患者申出療養とは療養を受けられた日現在において、厚生労働大臣が定める医療技術で、当該医療技術を適切に実施できるものとして個別に認められた、施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限ります。

※直前のがん診断給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日に、がんの治療を目的とする入院を継続されているときは、お支払理由に該当します。

次ページに続く

●がんには上皮内がんを含みます。

●病院等で処方せんを発行され、薬局等で薬剤を受け取ることとなる薬剤治療の場合は、処方せんを発行された日(紛失等により処方せんが再発行される場合は、最初の処方せんの発行された日)を薬剤治療を受けられた日として取り扱います。

支払対象薬剤について

●支払対象薬剤は、薬剤治療を受けられた時点において、次の条件をすべて満たす医薬品等とします。

①医薬品医療機器等法にもとづく製造販売についての厚生労働大臣の承認を受けた医薬品のうち、所定の医薬品の定義に該当する医薬品であること(公的医療保険制度の療養の給付の対象となる薬剤治療として使用された医薬品に限ります。)
または、
欧米で承認された所定の医薬品、かつ、被保険者が診断確定されたがんの治療に対する効能または効果が認められた医薬品のうち、所定の医薬品の定義に該当する医薬品であること

②世界保健機関(WHO)の解剖治療化学分類法による医薬品分類(ATC分類)中、所定の医薬品分類に該当する医薬品であること

支払対象薬剤は、メディケア生命ホームページの「医薬品ナビ」
(https://iyakuhin.medicarelife.com/)**をご確認ください。**
がん診断特約(23)の支払対象薬剤にはホルモン剤は含まれませんので、ご注意ください。
「医薬品ナビ」でご確認できない場合などは、メディケア生命コールセンターにお問い合わせください。

対象となる疼痛緩和薬・神経ブロックについて

項目	内容
対象となる疼痛緩和薬	オピオイド鎮痛薬(オピオイド受容体に親和性を示す化合物で、モルヒネに代表される鎮痛効果を有する医療用麻薬など)のことをいいます。
対象となる神経ブロック	医科診療報酬点数表に定める神経ブロック(局所麻酔剤またはボツリヌス毒素使用)または神経ブロック(神経破壊剤または高周波凝固法使用)のことをいいます。

*記載の内容は2023年10月現在のものです。今後、変更になる場合があります。

ご注意

■処方せんを発行された場合でも、その処方せんにもとづく支払対象薬剤または疼痛緩和薬の支給を受けられていないときは、お支払いの対象となりません。
■**欧米で承認された所定の医薬品であっても、公的医療保険制度における評価療養の対象となる治験(医療機関によって定められた当該治験にかかる被保険者の負担額が「0」となる場合に限ります。)において使用された医薬品は、お支払いの対象となりません。**
■血液照射はお支払いの対象となりません。
■診断および生検等の検査のための手術などはお支払いの対象となりません。
■ドナー(骨髄提供者)の移植骨髄穿刺についてはお支払いの対象となりません。
■手術時等の麻酔導入に伴って使用された医薬品または実施された神経ブロックは、お支払いの対象となりません。

がん入院特約(21)

お支払いする給付金	お支払理由	お支払金額	お支払限度
がん入院給付金	がん責任開始日以後に初めて診断確定されたがんにより、1日以上入院されたとき	がん入院給付日額×入院日数	通算限度なし

●がんには上皮内がんを含みます。

がん通院治療特約

お支払いする給付金	お支払理由	お支払金額	お支払限度
がん通院治療給付金	がん責任開始日以後に初めて診断確定されたがんにより、入院をされ、そのがんの治療を目的として、次の通院対象期間中に、通院をされたとき ①入院日の前日以前90日の期間 ②退院日の翌日以後2年の期間	がん通院治療給付日額×通院日数	通算限度なし

●がんには上皮内がんを含みます。

ご注意

■通院には、往診を含みます。ただし、治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入、受取りのみの通院などは、お支払いの対象となりません。
■1日に2回以上の通院をされた場合は、1回の通院とみなします。
■2つ以上のがんの治療を目的とした1回の通院の場合、重複してお支払いしません。
■入院されている日に通院されたときは、通院の原因がその入院の直接の原因と同一であると否とにかかわらず、お支払いしません。

女性がん手術特約

お支払いする給付金	お支払理由	お支払金額	お支払限度
女性がん特定手術給付金	がん責任開始日以後に初めて診断確定されたがんにより、次のいずれかの手術を受けられたとき ①乳房手術 ②子宮摘出術 ③卵巣摘出術	女性がん特定手術給付金額	通算限度なし
乳房再建術給付金	女性がん特定手術給付金のお支払いの対象となった乳房について、乳房再建術を受けられたとき	女性がん特定手術給付金額×5倍	1乳房につき1回

●がんには上皮内がんを含みます。

ご注意

<女性がん特定手術給付金について>
■同一の日に同一の乳房に対する2つ以上の乳房手術を受けられたときでも、重複してお支払いしません。
■同一の日に2つ以上の子宮摘出術を受けられたときでも、重複してお支払いしません。
■同一の日に2つ以上の卵巣摘出術を受けられたときでも、重複してお支払いしません。
■診断および生検等の検査のための手術などはお支払いの対象となりません。

<乳房再建術給付金について>
■お支払いは1乳房につき1回を限度とします。
■皮膚の欠損部を被覆するための植皮術はお支払いの対象となりません。

がん緩和ケア特約

お支払いする給付金	お支払理由	お支払金額	お支払限度
がん緩和ケア給付金	がん責任開始日以後に初めて診断確定されたがんにより、次のいずれかに該当されたとき ①がん性疼痛等の各種症状の緩和を目的として、公的医療保険制度の療養の給付の対象となる疼痛緩和薬による薬剤治療または神経ブロックを受けられたとき ②がん性疼痛等の各種症状の緩和を目的として、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において次のいずれかの算定対象となる入院をされたとき ・緩和ケア病棟入院料 ・緩和ケア診療加算 ・有床診療所緩和ケア診療加算 ③がん性疼痛等の各種症状の緩和を目的として、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において在宅患者診療・指導料の算定対象となる在宅医療を受けられたとき	がん緩和ケア給付金のお支払理由が生じた日の属する月ごとに、がん緩和ケア給付金額	通算24回 (同一月に1回)

*薬剤治療とは、医師による医薬品の投与または処方(処方せんの発行を含みます。)のことをいいます。

●がんには上皮内がんを含みます。
●病院等で処方せんを発行され、薬局等で薬剤を受け取ることとなる薬剤治療の場合は、処方せんを発行された日(紛失等により処方せんが再発行される場合は、最初の処方せんの発行された日)を薬剤治療を受けられた日として取り扱います。
●**がん緩和ケア給付金のお支払いが通算して24回に達したときは、その給付金のお支払理由が生じた時に、この特約は消滅します。**

対象となる疼痛緩和薬・神経ブロックについて

項目	内容
対象となる疼痛緩和薬	オピオイド鎮痛薬(オピオイド受容体に親和性を示す化合物で、モルヒネに代表される鎮痛効果を有する医療用麻薬など)のことをいいます。
対象となる神経ブロック	医科診療報酬点数表に定める神経ブロック(局所麻酔剤またはボツリヌス毒素使用)または神経ブロック(神経破壊剤または高周波凝固法使用)のことをいいます。

*記載の内容は2023年10月現在のものです。今後、変更になる場合があります。

ご注意

■処方せんを発行された場合でも、その処方せんにもとづく疼痛緩和薬の支給を受けられていないときは、お支払いの対象となりません。
■お支払いは同一月に1回を限度とします。
■手術時等の麻酔導入に伴って使用された医薬品または実施された神経ブロックは、お支払いの対象となりません。

がん保険料払込免除特約

以下の理由に該当されたときは、以後の保険料(主契約に付加されている特約の保険料も含みます。)のお払込みを免除します。

お払込免除の理由
がん責任開始日以後に、初めてがんと診断確定されたとき

●がんには上皮内がんを含みます。

8 保険料のお払込免除については以下のとおりです。

●がん保険料払込免除特約の付加にかかわらず、責任開始期以後に所定の高度障害状態になられたとき、または不慮の事故による傷害により、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の障害状態になられたとき、以後の保険料のお払込みを免除します。

＊がん保険料払込免除特約を付加した場合の保険料のお払込免除については、42ページをご確認ください。

9 配当金・満期保険金はありません。

●この保険は無配当保険であるため、ご契約者への配当金のお支払いはありません。
また、満期保険金もありません。

10 解約返戻金・死亡保険金については以下のとおりです。

●主契約については、保険料払込期間中の解約返戻金や死亡保険金はありません。
ただし、主契約の保険料払込期間が有期の場合で保険料払込期間満了後に解約または死亡されたときは、基本給付金額と同額の解約返戻金または死亡返還金があります。
●主契約に付加された特約は、保険期間を通じて解約返戻金や死亡保険金がありません。

給付金などのお支払いについて、詳しくは
「ご契約のしおり」「約款」「給付金・保険金などのお手続き・お支払いガイドブック」をご確認ください。

MEMO

特にご注意いただきたい事項

注意喚起情報

■この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。
■特に給付金などをお支払いできない場合など、お客さまにとって不利益となる事項が記載された部分については必ずご確認ください。また、現在ご加入中の生命保険契約の解約を前提としてこの保険のお申込みを検討されている場合、お客さまにとって不利益となる可能性があることを記載していますので、必ずご確認ください。
■この「注意喚起情報」のほか、**「契約概要」「ご契約のしおり」「約款」**についてもご確認ください。
■なお、主な保険用語のご説明については**「ご契約のしおり」**をご参照ください。

1 健康状態・職業などについてありのままをお知らせください。（告知義務）

詳しくは**「ご契約のしおり」**の**［健康状態・職業などの告知について］**をご参照ください。

告知義務について

●ご契約者や被保険者には健康状態などについて告知していただく義務があります。
●生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。
したがって、初めから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事されている方などが無条件にご契約されますと、保険料負担の公平性が保たれません。
●**ご契約にあたっては、過去の傷病歴（傷病名・治療期間など）、現在の健康状態、身体の障害状態、現在の職業などメディケア生命がおたずねすることについて、ありのままを正しくお知らせ（告知）ください。**

生命保険募集人への告知について

●メディケア生命の生命保険募集人（メディケア生命の募集代理店を含む。以下同じ）は告知を受領する権限がありません。
したがって、生命保険募集人に口頭でお知らせいただいただけでは告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

告知義務違反について

●故意または重大な過失によって、事実を告知されなかった場合や、事実と違うことを告知された場合には、**ご契約を解除することがあります。**
●ご契約を解除した場合には、たとえ給付金などをお支払いする理由が発生していても、これを**お支払いできないことがあります。**
また、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後でも詐欺による取消しを理由として、**給付金などをお支払いできないことがあります。**

2 傷病歴などがある場合は、健康診断書や追加の詳しい告知などが必要となることがあります。

詳しくは**「ご契約のしおり」**の**［健康状態・職業などの告知について］**をご参照ください。

お引受けについて

●ご契約のお引受けについては、告知の内容などの結果から無条件もしくは条件付でご契約をお引き受けさせていただくことや、ご契約をお断りすることもあります。

3 責任開始期について

●責任開始期に関する特約が付加されているご契約のお引受けをメディケア生命が承諾した場合には、お申込みを受け付けた時または告知が行われた時のいずれか遅い時から保険契約上の保障が開始（責任開始）されます。
●一部の給付金など（下記①の保障）は、責任開始日からその日を含めて91日目（がん責任開始日）から保障が開始されます。

①	がんの保障
②	がん以外の保障

保障開始の例

第1回保険料の払込方法が口座振替の場合

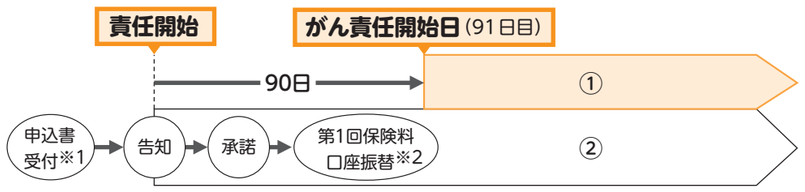

※1 申込書受付とは、メディケア生命または募集代理店がお客さまより申込書を受領することをいいます。ただし、申込画面への入力によるお申込みのときは、お申込みに関する必要な情報をメディケア生命が受信することをいいます。
※2 第1回保険料の払込方法がクレジットカードの場合は「クレジットカードが有効かつ第1回保険料が利用限度額内であることの確認」に、第1回保険料の払込方法が振込みの場合は「第1回保険料振込み」に、「第1回保険料口座振替」を読み替えます。
＊責任開始期に関する特約が付加されない場合については、**「ご契約のしおり」**の**［責任開始期について］**をご参照ください。

生命保険募集人について

●生命保険募集人は、お客さまとメディケア生命の保険契約の締結を媒介する者で、保険契約の締結に関する代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してメディケア生命が承諾したときに有効に成立します。
また、ご契約の成立後にご契約内容などを変更される場合にも、メディケア生命の承諾が必要になることがあります。
＊保険契約締結の「媒介」と「代理」については**「ご契約のしおり」**の**［生命保険募集人について］**をご参照ください。

4 申込日※1または注意喚起情報の交付日※2のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面または電磁的記録※3によりクーリング・オフ※4ができます。

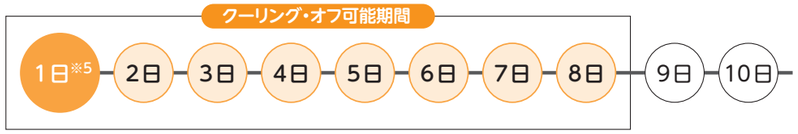

※1 申込画面への入力によるお申込みのときは、お申込みに関する必要な情報をメディケア生命に発信された日とします。
※2 郵送によりお受取りになった場合は、「注意喚起情報の交付日」を「注意喚起情報の配達日」と読み替えるものとします。注意喚起情報の電磁的交付を希望された場合は、WEB版「契約概要・注意喚起情報等」のご案内を添付したメールの受信日になります。
※3 電磁的記録によるお申出の主たる窓口として、メディケア生命ホームページに専用フォームを設置しています。
※4 お申込みの撤回またはご契約の解除のことをいいます。
※5 申込日または注意喚起情報の交付日のいずれか遅い日。

●申込者またはご契約者（以下、「申込者等」といいます。）は、書面または電磁的記録によりクーリング・オフを申し出ることができます。この場合、すでにお払い込みいただいた金額を返還いたします。

●**親権者または後見人の同意が必要なご契約の場合、電磁的記録によりお申し出いただいた際には、別途親権者または後見人のご署名（自署）を書面でご提出いただく必要があります。一度のお手続きを希望される場合は、書面でお申出をしてください。**書面には親権者または後見人の氏名（自署）もあわせてご記入ください。

お申出の方法

<書面の場合>

●書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じますので、郵便によりクーリング・オフ可能期間（8日以内）にメディケア生命あて送付してください。この場合、以下の事項をご記入ください。

【送付先】

〒135-0033　東京都江東区深川1−11−12　メディケア生命保険株式会社 契約審査部

①クーリング・オフする旨
②申込者等の氏名、フリガナ
③被保険者の氏名、フリガナ
④【親権者・後見人の同意が必要なご契約の場合】
　親権者・後見人の氏名（自署）、フリガナ
⑤申込者等の生年月日
⑥申込者等の住所
⑦申込者等の電話番号
⑧保険商品名
＊ 証券番号がおわかりになる場合は、あわせてご記入ください。
⑨募集代理店名（保険ショップ・銀行などの募集代理店を通じてお申し込みされた場合のみ）
⑩【保険料をお払込み済みの場合】
（契約者ご本人名義の口座をご記入ください。）
　金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義
⑪クーリング・オフの理由
⑫申込者等ご本人さまによるご署名

差し支えなければ、クーリング・オフの理由をご記入ください。
（例）・商品内容を再検討したいため。・家族からの反対があったため。
　　・他社の保険に加入するため。　・資金が必要となったため。

<書面の記入例>

＊個人情報保護のため、封書によるお申出をお願いいたします。

メディケア生命保険株式会社 御中
私は以下の申込みを撤回します。

申込者等	メデ　タロウ 目出　太郎
被保険者	メデ　タロウ 目出　太郎
親権者・後見人	メデ　ハナコ 目出　花子
生年月日	●年●月●日
住所	〒135-0033 東京都江東区深川○-○-○
電話番号	03-○○○○-○○○○
保険商品名	メディフィットがん保険
証券番号	12345678901
募集代理店名	○○代理店
第1回保険料は以下の口座へ振り込んでください。	
返金先口座	●●銀行　●●支店 普通　口座番号●●●●●●●
口座名義	目出　太郎

■クーリング・オフの理由
○年○月○日
目出　太郎

次ページに続く

<電磁的記録の場合>

●クーリング・オフ可能期間（8日以内）にお申出をしてください。
なお、メディケア生命ホームページの専用フォームからのお申出の場合は、メディケア生命から受付完了メールを送付しますので、お申出後に受付完了メールが届いたことを確認してください。
【専用フォーム】
https://www.medicarelife.com/contractor/cooling-off/
この場合、専用フォームの案内に沿って必要事項を入力してください。

●ご契約の内容変更の場合には、**クーリング・オフはできません。**

●クーリング・オフと行き違いに保険証券が到着した場合は、メディケア生命コールセンターにご連絡ください。

【ご連絡先】　メディケア生命コールセンター
0120-315056

5 給付金などのお支払理由が発生しても、お支払いできない場合があります。

詳しくは**「ご契約のしおり」**の**［給付金などをお支払いできない場合について］**をご参照ください。

給付金などをお支払いできない場合の例

●**責任開始期前の傷害または疾病を原因とする場合**
ただし、責任開始期前に発病したがん以外の疾病であっても、そのがん以外の疾病について、正しい告知が行われていた場合や、病院への受診歴などがなく、発病した認識や自覚がなかった場合は、お支払いすることがあります。

●がん責任開始日前にがんと診断確定されていたことによってご契約（またはご契約の復活）が無効となった場合（先進医療・患者申出療養特約（21）を付加されているときは、一部取扱いが異なる場合があります。）
＊がんの診断確定については**「ご契約のしおり」**の**［主な保険用語のご説明］**、無効については**「ご契約のしおり」**の**［がん治療保険（無解約返戻金型）（主契約）について］**をご参照ください。

●告知していただいた内容が事実と相違し、主契約または特約が告知義務違反により解除となった場合（ただし、告知義務違反の対象となった事実と請求原因との間に因果関係が認められない場合には、給付金などをお支払いします。）

●給付金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、ご契約者、被保険者または給付金などの受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき、他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるときなど、重大事由によりご契約が解除された場合

●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合

●保険契約の締結について詐欺によりご契約が取り消された場合や給付金などの不法取得目的があってご契約が無効となった場合（なお、すでにお払い込みいただいた保険料はお返ししません。）

●給付金などの免責事由に該当した場合（例：ご契約者または被保険者などの故意または重大な過失によるときなど）

6 第1回保険料の猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約は無効となります。

第1回保険料猶予期間満了による無効について

●第1回保険料については、第1回保険料の猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約は無効となります。
ご契約が無効となった場合は、ご契約の効力が当初からなくなり、責任開始期にさかのぼって保障がなくなるため、給付金などのお支払理由が発生していても給付金などはお支払いしません。
また、ご契約が失効した場合と異なり、ご契約の復活はお取り扱いしません。

●このお取扱いによりご契約が無効となった場合、無効となったご契約のご契約者が再度メディケア生命の保険契約をお申し込みされる際には、責任開始期に関する特約は付加できません。

＊第1回保険料の払込期間は責任開始日から、その日の属する月の翌々月末日までとなります。
第1回保険料の猶予期間は第1回保険料の払込期間満了の日の属する月の翌月初日から末日までとなります。

7 猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約が失効します。万一失効した場合でも、失効後1年以内であれば、ご契約の復活をご請求いただけます。

詳しくは「ご契約のしおり」の［保険料について］をご参照ください。

失効について

●保険料払込期月中にお払込みのご都合がつかない場合のために、保険料払込みの猶予期間を設けています。猶予期間内にお払込みがないと、ご契約は猶予期間満了の日の翌日から効力がなくなります（失効）。失効後にお支払理由が発生しても給付金などはお支払いしません。

●万一ご契約の効力がなくなった場合でも、失効後1年以内であれば、ご契約の復活をご請求いただけます。（すでにご契約の解約を請求されている場合を除きます。）
この場合、告知と合わせて、延滞した保険料のお払込みが必要となります。
ただし、健康状態などによっては復活をお断りすることがあります。

●ご契約の復活をメディケア生命が承諾した場合には、告知と延滞した保険料のお払込みがともに完了した時から、ご契約上の保障が開始されます。（がんの保障については、告知と延滞した保険料のお払込みがともに完了した日から、その日を含めて91日目（がん責任開始日）から開始されます。）

8 解約返戻金について

●主契約は、保険料払込期間中の解約返戻金がありません。ただし、主契約の保険料払込期間が有期の場合で保険料払込期間満了後に解約されたときは、主契約の基本給付金額と同額の解約返戻金があります。

●特約は、保険期間を通じて解約返戻金がありません。

9 死亡保険金について

●主契約は、保険料払込期間中の死亡保険金がありません。ただし、主契約の保険料払込期間が有期の場合で保険料払込期間満了後に被保険者が死亡されたときは、主契約の基本給付金額と同額の死亡返還金があります。

●円滑なご請求のためにも、ご契約者から死亡返還金受取人に、事前にご契約内容などについてご説明ください。

10 生命保険会社が経営破綻した場合などには、保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

詳しくは「ご契約のしおり」の［生命保険契約者保護機構について］をご参照ください。

削減される場合について

●生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額などが**削減されることがあります。**

●メディケア生命は、「生命保険契約者保護機構」に加入しています。
「生命保険契約者保護機構」の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、「生命保険契約者保護機構」により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約条件が変更される可能性があり、お受取りになる保険金額、年金額、給付金額などが**削減されることがあります。**

生命保険契約者保護機構	TEL 03-3286-2820	受付時間　月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）：午前9時～正午、午後1時～午後5時 ホームページアドレス　https://www.seihohogo.jp/

11 現在ご加入のご契約を解約・減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みを検討されている方は、ご契約者にとって不利益となる点をご確認ください。

詳しくは「ご契約のしおり」の［健康状態・職業などの告知について］［その他の諸手続きについて］をご参照ください。

不利益となる点について

<現在ご加入の保険契約について不利益となる点>

●新たにお申込みの保険契約のお取扱いにかかわらず、解約されたご契約を元に戻すことはできません。また、減額されたご契約は元に戻せないことがあります。

●現在ご加入の保険によって異なりますが、多くの場合、解約返戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。

●特にご契約後短期間で解約されますと、解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。

●一定期間の契約継続を条件に発生する配当の権利などを失う場合があります。

●現在のご契約については、一般的に特約の中途付加・追加契約などの方法により保障内容を見直すことができる場合があります。

<新しい保険契約について不利益となる点>

●新たにお申込みの保険契約について、被保険者の健康状態などによっては**お断りすることがあります。**

●一般のご契約と同様に告知義務があるため、告知が必要な傷病歴などがある場合は、新たなご契約のお引受けができなかったり、その告知がされなかったために新たなご契約が**解除または取消しとなることもあります。**

●現在ご加入の保険契約のままであればお支払いできる場合であっても、責任開始期前の発病などの場合には、給付金などが支払われないことがあります。

●新たにお申込みの保険契約の責任開始期前に現在のご契約を解約された場合、保障のない期間が発生してしまう場合があります。

●新たなご契約の責任開始日から一定期間、保険金・給付金などのお受取りができない場合があります。

●保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率などは、現在のご契約と新たなご契約とでは異なる場合があります。例えば、新たなご契約の予定利率が現在のご契約の予定利率より低い場合、保険料が高くなることがあります。

＊予定利率については、「ご契約のしおり」の［主な保険用語のご説明］をご参照ください。

12 メディケア生命の組織形態について

メディケア生命の組織形態について

●保険会社の組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、メディケア生命は「株式会社」です。
●株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社の保険契約者は相互会社の保険契約者のように、「社員」(構成員)として会社の運営に参加することはできません。

13 ご請求手続きに際しては、給付金などをもれなくご請求いただくために、複数の給付金などのお支払理由に該当しないかご確認ください。

詳しくは**「ご契約のしおり」**の**[給付金などのご請求手続きについて]**、
「給付金・保険金などのお手続き・お支払いガイドブック」の
[給付金・保険金などをもれなくご請求いただくための確認について]をご参照ください。

ご請求されるときには

●お客さまからのご請求に応じて、給付金などをお支払いしますので、お支払理由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにメディケア生命コールセンターまでご連絡ください。
●給付金などのお支払理由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、**複数の給付金などのお支払理由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合などには、メディケア生命コールセンターまでご連絡ください。**
お支払理由に該当していると思われる場合は、被保険者の傷病名・障害状態などをご確認のうえメディケア生命コールセンターにお問い合わせください。
●給付金などのお支払いの可否については、メディケア生命が決定させていただきます。

ご注意

■被保険者が複数のご契約に加入されている場合がありますので、それぞれのご契約についてご確認ください。
■メディケア生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者の住所などの連絡先を変更された場合は必ずご連絡ください。
■契約内容の変更を行った場合、保険証券への表示を省略することがあります。この場合、代わりに変更後の内容を記載した書面を送付いたします。

14 被保険者が給付金などをご請求できない場合、被保険者に代わって、指定代理請求人が、給付金などをご請求することができます。

詳しくは**「ご契約のしおり」**の**[代理請求制度について]**をご参照ください。

指定代理請求人の条件について

●指定代理請求人は給付金などの請求時において、次のいずれかの範囲内であることが必要です。
・被保険者の戸籍上の配偶者、直系血族、兄弟姉妹、甥姪
・被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族　　など

円滑なご請求のために

●給付金などの円滑なご請求のためにも、ご契約者から指定代理請求人に、事前にご契約内容などについてご説明ください。

15 その他お申込みにあたってご確認いただきたい事項について

ご記入またはご入力について

●申込書または申込画面、告知書または告知画面は、必ずご契約者および被保険者ご自身でご記入またはご入力ください。
●ご記入またはご入力後は、内容を十分お確かめのうえ、ご自身で署名等してください。

領収証について

●第1回保険料充当金をお払い込みいただく際に、領収証は発行いたしません。
●振込控などはご契約成立後にメディケア生命から送付する保険証券が到着するまで大切に保管してください。

特約の中途付加について

●特約の中途付加のお取扱いはありません。

16 お申込内容などの確認にお伺いすることがあります。

確認について

●メディケア生命の確認担当社員またはメディケア生命が委託した確認担当者が、ご契約のお申込み後、または給付金などのご請求および保険料のお払込みの免除のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容などについて確認させていただく場合があります。
●ご契約の際(お申込み時など)に、運転免許証や健康保険証などで、ご本人であることを確認させていただきます。

17 生命保険契約に関するさまざまなご相談・ご照会・苦情については、メディケア生命コールセンターおよび一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」で受け付けています。

●メディケア生命の生命保険契約に関してご相談や苦情等がございましたら、以下のメディケア生命コールセンターまでご連絡ください。

メディケア生命コールセンター
0120-315056

生命保険相談所について

●「一般社団法人生命保険協会」は、保険業法にもとづき「生命保険業務に関する紛争解決業務を行う者」の指定を受けた紛争解決(ADR)機関です。メディケア生命は、生命保険協会との間で紛争解決など業務に関する生命保険会社の義務などを定めた契約を締結しております。
・一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を受け付けています。また全国各地に「連絡所」を設置し、電話にて受け付けています。
・なお、生命保険相談所が苦情のお申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っています。
●ご利用にあたっては所定の手続きが必要となります。詳細につきましては、下記の協会ホームページをご覧ください。
ホームページアドレス　https://www.seiho.or.jp/

18 この商品は預金ではありません。

この商品について

●**この商品はメディケア生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。**
したがって、預金保険機構の保護の対象ではありません。(預金保険法第53条に規定する保険金支払いの対象となりません。)

19 税務のお取扱いについて

生命保険料控除について

●生命保険料控除の種類には「一般生命保険料控除」「介護医療保険料控除」および「個人年金保険料控除」があります。
●お払込みになる保険料は**「介護医療保険料控除」**の対象となります。

給付金などの税法上のお取扱いについて

死亡返還金のお取扱い

●ご契約者(保険料負担者)・被保険者・死亡返還金受取人の関係によって、次のとおり死亡返還金に対する税金が異なります。

契約形態	契約例			税法上のお取扱い
	ご契約者	被保険者	死亡返還金受取人	
ご契約者と被保険者が同一人	本人	本人	配偶者	相続税
ご契約者と死亡返還金受取人が同一人	本人	配偶者	本人	所得税(一時所得)・住民税
ご契約者・被保険者・死亡返還金受取人がそれぞれ別人	本人	配偶者	子	贈与税

●死亡返還金受取人は、被保険者が死亡された後は変更できません。
●一般的に、贈与税は、相続税に比べ税率が高くなります。

非課税扱いの特典について

●被保険者が受け取られる次の給付金は、全額非課税となります。

●抗がん剤治療給付金	●先進医療・患者申出療養給付金	●がん入院給付金
●自由診療抗がん剤治療給付金	●先進医療・患者申出療養一時給付金	●がん通院治療給付金
●がん放射線治療給付金	●がん先進医療給付金	●女性がん特定手術給付金
●がん手術給付金	●がん先進医療一時給付金	●乳房再建術給付金
●がん骨髄移植給付金	●がん診断給付金	●がん緩和ケア給付金

*税務のお取扱いは、2023年10月現在のものです。今後、税制の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。
*個別の税務のお取扱い等については、所轄の税務署または税理士などにご確認ください。

23126328